

本門事觀史

鹽田義遜

第一總論

第二期事觀史

前期事理未分時代

第一期事理融通時代

一 境智不二の事觀說

二 天真獨朗の事觀說

第二期事理分離時代

一 唱題事行の事觀說

二 事理不二の事觀說

三 事觀分離の事觀說

後期事觀確立時代

第三期事觀分離時代

一 草山一家の事觀說

二 觀如透師の事觀說

三 富士寬師等の受持事觀說

四 合掌受師等の但信事觀說

第四期事觀確立時代

一 義導二師の二種事觀說

二 臨賢智三師の法具事觀說

三 優陀那日輝の口唱事觀說

第三宗學の問題としての事觀

第一總論

本門の事觀とはいふ迄もなく迹門の理觀に對する語であり、天台の「說己心中所行法門」たる觀念修證の法華行法觀に對する、宗祖の「受持讓與」の唱題信證の法華行法觀であり、像法過時の止觀に對する末法應時の受持妙行をい

ふのである。

由來天台の止觀は受持等の五種妙行を説いた法華の行法を解するに、當時大陸に於ける佛教觀たる、般若等に説かれた菩薩の行法たる六度の行法をしたものである。換言すれば三乘等賜の大白牛車を解するに、長者誘引の羊鹿牛の三車の中の牛車を以てしたものである。故に此の点より見れば傳教が「守護章」に慈恩の「法華玄贊」を評して、『雖贊法華遺死法華心』といへる語は、移して以て法華の行法として天台の止觀を評する語ともすべきである。それのみならず今の事觀は「日女鈔」に『五種頓修の妙行』^(二六)と稱し、傳教が道邃相承の五種妙行具足の受持一行で、正しく神力別付の末法の行法である。

今これを宗祖の一代の弘通に見れば、開宗當初よりの題目は正しくこれであるが、その解釋に就ては佐前佐後の進退があつて、佐前には或は根に利鈍を分つて上根には止觀の觀解を許す邊もあるが、佐後は題目を以て利鈍順逆一同の行法と説き、剩へ『末法には余經も法華經も詮なし、但南無妙法蓮華經なり』^(二七)とも、『題目をはなれて成佛ありといふ人は、佛説なりとも用ゆべからず』^(二八)とも判じて、題目受持の一行を以て末法の妙行とせられたのである。而して此の妙法受持の一行を以て末法の事觀となし、天台の理觀を以て像法過時の去曆昨食の法なりと判ぜられたのである。即ち「治病鈔」に

一念三千の觀法に二あり、一には理、二には事なり。天台傳教の御時には理也。今は事也。觀念すでに勝るゝ故に大難又色まさる。彼は迹門の一念三千、此は本門の一念三千也。天地はるかに殊也。^(二九)

と述べられた此の事理の別を以て、天台の一念三千の理觀に對して、宗祖の唱題の妙行を以て末法一同の事觀と解するのが通途の意である。然らば今の事觀と「本尊鈔」に所謂

像法中末觀音樂王、示_二現南岳天台_一出現、以_三迹門_一爲_レ表、以_二本門_一爲_レ裏、百界千如一念三千盡_二其義_一。但論_二理事_一具_二事行南無妙法蓮華經_一五字、並本門本尊末_二廣行_一之、所詮有_二圓機_一無_二圓時_一故也。(九四)

とある今の事行との同異如何といへば、此の文に依れば事行とは、正しく三祕の二法の中本門の本尊に對する題目を指して居る如く、三祕の中口唱の題目を以て、三祕具足の妙行たる事觀に對して事行といふのも、これ且らく單なる口唱の題目を以て、蛙鳴蟬噪に比した一往の分別である。六祖が「輔行」に

縱便發心不_レ眞實_一者、緣_二於正境_一功德猶多、故知若非_二正境_一、縱無_二妄僞_一亦不_レ成_レ種(一ノ四二)

といへる如く、的の無き矢、目的のなき行は徒勞に歸するからである。かくの如く能信の因と所信の境のなき題目は行法とはならず、勿論成佛の因たる正行を成ぜぬからである。而し乍ら末法に於ける唱題の行は、若し「四信五品鈔」に依れば「以信代慧の妙行」であり、「當體義鈔」に「信_二法華經_一唱_二南無妙法蓮華經_一」の信唱の行であり、又「本尊鈔」に「受持護興」の妙行に外ならぬのである。併し乍ら事觀の展開史に見れば、聖滅四百年頃に至つて次第に口唱の事行の外に學解的事觀を認めて、單なる口唱の事行と簡ばんとした故に、事觀と理觀とを混同するに至つた様である。勿論事觀の學解的説明は重要であるが、此の方面の説明はこれ哲學的事觀であり、宗教的行法即ち末法一同の法華の行法に對しては事觀の根據ではあるが、有智無智一同の行法たる所謂事觀の妙行とは別に研究すべきである。随つて廣く當家の事觀には事觀の哲學と宗教との兩面があるべきであるが、通途に従へば末法一同の妙行たる宗教事觀を以て當家の事觀とすべきであらう。今日學界に問題になりつゝある道元哲學なるものは、他の學解的本覺の方面を指したものであらう。

随つて宗學の發展の上にも自ら此の二面が錯綜して居る故に、嚴密には兩者分つて研究すべきである。此のことは

「諸法實相鈔」には

行學の二道をはげみ候べし。行學たへなば佛法はあるべからず、我もいたし人をも教化候へ。行學は信心よりをこるべく候。力あらば一文一句なりともかたらせ給べし。(四九六)

と宗祖自ら宗義にも行と學との二途のあることを明し、信心を以てその根本とし、一同は他事を捨て、唱題即觀の行を修すべきであるが、力あらば學解の事觀も研むべきことを勸奨されて居るに依ても知ることが出来る。宗祖の弘通も行の事觀を中心とせられて居る故に、今も行の事觀を中心として述べ、學の事觀をも平行して述べたいと思ふが、史的敘述の性質上混淆的記述は免れないであらう。更に遺文に於ても前述の如く佐前にあつては、上根に理觀を許容せる、例へば「持法華問答鈔」の

一切衆生皆成佛道の教なれば、上根上機は觀念觀法も然るべし、下根下機は唯信心肝要也。(四九七)
の文、並に「十章鈔」の

眞實に圓の行に順じて、常に口ずさみにすべき事は南無妙法蓮華經なり。心に存すべき事は一念三千の觀法なり。これは智者の行解なり。日本國の在家の者には但一向に南無妙法蓮華經となへさすべし。(五六七)

等の如く、上根智者は觀念觀法とある文に依て、末法に於ても上根觀念の意あるより、古來上述の事觀ならざる理觀も亦末法の行法なりとの説をなし、就中上掲の二文に依てこれを主張した先師も多々あつたのである。故に宗祖弘通の事觀とは「報恩鈔」等に『一同に他事を捨て、南無妙法蓮華經と唱ふべし』(四九五)等といへる、末法一同の行法としての信心唱題即ち受持一行を以て事觀とすべきである。随つて「本尊鈔」に所謂事行も右の意を得れば末法一同の事觀の意と解すべきであり、「治病鈔」の事觀と今の事行と同義とも解すべきである。若し末法に一同の妙行事觀以上に

學解の事觀ありとすれば、且らく三祕の一般的妙解たる信以上の根本的の學解事觀と一般的信唱妙行の事觀とに分つべきであつて、今且らく前者を妙解といへば妙解は學の事觀、妙行は行の事觀で、此の妙行事觀は事行即事觀でこれを天台の理觀に對して末法一同の事觀とし、末法弘通の行法とするのである。併し事觀に就て學解と信唱の二種事觀を分つことは、「得受職人功德法門」に

於_レ今經受職灌頂之人二人、一道一俗、於_レ道復二一正修學解了之受職、一一只信行之受職也。於_レ俗又二例_レ道可_レ知

(三八四)

の文に依て、道俗各學解信行の二人ある中、正しく道の學解を以て今の學解事觀人となし、俗の學解も勿論これを許すべきである。

かくの如く遺文に於ける事觀の所明は一樣ではない。併し往昔に於ては今日の如く容易に遺文が通觀し得られなかつた故に、聖滅二三十年頃までは動もすれば、或一文に執して全体を解釋せんとしたる觀がある。且つ聖滅二百年頃までは一般に法華宗といへば、天台宗のことで本宗の如きも天台の一派の如く見做されたのであつた。且つ折伏といへば何時も四箇格言を振廻して、當るべからざるものがあつたにしても、その宗義に於ては比較的幼稚で、恰かも天台の延長の如き觀があつたのである。隨つて事觀を解するに境智不二、事理不二、天真獨朗等の語を使用し時に事具の妙觀、事行の三千等の語を以てしたのであるが、輝師が天台の理觀を解するに、所謂無相不可見の語を以てしたるに對し、當家の事觀は六祖の有相不可見の見解を出でぬが如き觀があつたのである。而して漸くその説明をなすに至つて「本尊鈔」の事行の語を以て當家の事觀を解釋せんとするに至つたのである。されば事觀の真相を明らかにするに至つたのは、全く近世の事に屬するのである。且つ前述の如く事觀の解に學解、妙行の兩様の別を分ち得る内容を有

する故に、自ら兩解が錯綜して多種多様の解を見、蘭菊の美も管ならぬものがあつたのである。

右様の前提の下に今事觀の展開史を述ぶるに當つて、且く大別して事理未分と、事觀確立の前後二期に分つことにする。而して聖滅六百五十八年の今日迄の間を二分して、聖滅後四百年頃までを前期の事理未分時代、その後今日迄を後期の事觀確立時代とする。今斯く聖滅後を兩期に分つ所以の根本の理由として、我等は遺文刊行の事を以てすべきである。遺文の最初に刊行せられたのは、天和八年聖滅三百四十一年の功德通師の「録内」四十巻で、その後寛永年間（於ける録内の三版を経て、聖滅三百八十一年即ち寛文二年に於ける「録外」二十五巻の刊行を見るに至つたのである。更に同年録外の再版並に録内の第四版の刊行を見、此に録内外整束して公刊せらるゝに至つたのである。此にその對象を得て、宗學の研究も始めてその本筋に入つたといふべきであらう。此に於てか妙解事觀の命題ともいふべき「事がまゝ」の語を以て事觀を説いたのが、聖滅四百三十五年に入寂した觀如透師であつた。師は録内四十巻を研鑽すること實に前後四回、遺文に依て宗學の中心問題を研討し、從來の所謂六十卷皓首の舊套を脱した、後期に於ける事觀確立の素地は、全く遺文刊行の結果といふも過言ではない。

斯の如く遺文の刊行を劃して宗學上に前後二期を劃するのであるが、更に便宜上之を各二期に分つて、事觀史を述べんとするものである。前期事理未分時代の四百年を且く第一第二の二期に分ち、最初の二百年間を第一期事理融通時代、後の二百年を第二期事理分離時代とする。第一期は六老僧を始めとして、顯本の什師に至る約二百年間で、宗祖を台祖に簡んで本門大師と呼び、第三法門、三大秘法、事行の一念三千、事行の南無妙法蓮華經等の語を用ひて居るが、事觀を説くに天真獨朗、境智の妙法、九識の元意、本地果分の内證等の台家附順の語を用ゆるのみならず、事理融通に立ち有相不可見の意を出でぬ故に、思想的にも天台踏襲時代といふべきである。

若し第二期の事理分離時代に至つては、「治病鈔」に依て事理二觀を分たんとした時代で、八品の隆師の如きは事觀とは本覺の信行、易行觀心等と述べ、唱表觀裏の信唱事行説をなした。然るに是等の勝劣派の主張に對し、一政派の日耀等は事理の別は不二の觀心の上の迹本、攝折、心色等の別と解し、全く前期の融通思想を脱し得なかつたのである。更に此の時代には右の思想と相平行し、「問答鈔」の上觀下唱、「十章鈔」の智者解行、在家唱題の佐前當分の説に支配せられて、事理不二の上根は三學具足の觀心、下根は一同信唱の妙行と解し、又啓蒙講師等は「五品鈔」に依り、再往末法一同下根信唱と判じ、事觀事行而不二の解を見たのである。故に本期を且く事理分離時代と稱したのである。

若し後期事觀確立時代の二百六十年間の中、前の約百年間を第三期事觀分離時代、後の百六十年の初期を第四期事觀確立時代とする。而して第三期分離時代の幕は、全く草山の即心之色の語に開かれ、觀如透師の「事がまゝ」の主張に依て、漸く當家の事觀の獨自性を見るに至り、唱題非觀、修觀共許等の問題が提供されたが、未だ「問答鈔」の拘束を脱し得なかつた時代である。然るに富士の日寛は受持事觀説をなし、合掌日受は口唱は信心を増益すてふ但信事觀説を見たるを第三期の事觀分離時代とする。

然るに當時中村檀林の學徒に宗學大成の聯盟を見、就中上巖日義は末法に信法二行を分つて、信唱學解二種事觀の別を主張し、一妙日導は佐前後法門の異相を判じて信唱事觀説を力説した。若し本妙日臨は事觀に事理を分つて日義の二種説を分明ならしめ、且つ法具事觀説をなし、智朗日賢、桓睿日智は共に臨師説に立ちて信解二種事觀説を究め終に優陀那日輝の唱題事觀の口唱事觀説を以て、且らく本門事觀の最後第四期事觀確立時代とする。かくて明治に至つては泰西の科學輸入に依り、宗學も再吟味の時代に入つたが事觀も亦同一過程にあるといふべきである。

第二 事 觀 史

前期 事理未分時代

第一期 事理融通時代

一、境智不二の事觀說

事理融通時代とは事觀理觀の融通を意味し、強ていへば理觀の中に事觀を立てんとした時代である。若し事觀の上から見れば事觀確立の前提をなす未分時代で、聖滅二百年頃までをいふのである。この時代に在ては境智不二、事理不二、天真獨朗の上に立つて、題目を以て事具の妙觀、事行の三千等の語を以て表し、隨つて事觀といふも六祖の有相不可見の意を出でなかつたのである。故に事觀といふも天台の理觀の延長の如きもので、斯の如き時代を事理融通時代と稱するのである。

此の時代に在ては六老僧を初として、但宗祖弘通の妙法五字を以て直ちに末法の要法となし、その解に至つては、諸門流中中山門流の日常、日祐、日辨の如きは、本地難恩の境智を以て事觀と判じ、富士門流の日興、日順、日滿、日叡等の如きは、天真獨朗の事行を説き、且く境智不二、天真獨朗の上に事觀を説かんとしたものである。

宗祖御入滅當時に於ては、六老僧等を初めとして一般に宗祖所弘の妙法五字を以て、末法應時の教法と解して、進んで教學的に解釋せんとする要を認めなかつたのである。されば六老僧中日期（文應元年七十六歲寂寂（三一九））の如きは弘安八年の「申狀」に、『天台沙門』と稱して當時の權實雜亂を糺明し、後五百歳の金言を仰いで妙法五字を弘通するを以て、その使命とせられた（宗全宗全（三二））のである。又身延第二祖日向（正和三年六十二歲寂寂（三三〇））も、嘉曆四年の「申

狀」に安國論に依り、妙法流布を以て所期となし（宗全_{三六}）、又日頂（嘉曆三年_{一一三二}一三七七歳寂）は「本尊鈔得意鈔副書」に

本門事行が要中之要、下種之南〇經なり。（宗全_{三四}）

と述べ、中山の日高（正和三年五十八歳寂）も、亦「安國論」の主張に依り妙法弘通を以て、その行事としたことは「申狀」に明かなる如く、是等の諸師は妙法の弘通を以て弘通の眼目とし、此の妙法以外に事觀はなかつたのである。これ聖滅四五十年間の状態である。

併し乍ら右の如き單なる權實論に立つ漫然たる正法主義では、全く事觀の何物かを解することは出来ぬ。若し富木日常は弘安六年の「觀心本尊鈔私見聞」に於て

抑天台宗並法華宗諸人廢立、爾前迹門本門觀心立_三四條五重勝劣_二、本迹有_三淺深_一未分觀心是也云々。當家相承正意不_レ爾、爾前教相也。本迹三五塵点教相也。此上即妙〇經觀心也。然題名外求_三觀心_一、破_二一代教々_一破_三觀心_二。若別尋_二觀心_一達磨徧觀、惠心檀那觀心なるべし。本地難思境智妙〇經之置_二事觀_一、別尋_二求觀心_一者盲目者以_レ杖指_レ月、犬の木玉の音に吠るに似たり云々。（宗全_{上卷部}一七四）

と述べて、本地難思境智の妙法たる題目を以て事觀の法としたのである。若し中山第三祖祐師（應安七年_{一一三七}一三七四七十歳寂）はその著と稱する「重住記」（啓蒙十六_{引六}）には迹門は記四に『位據理性』とも、籤六に『三千在理同名無明』とある如く、方便品の『是法住法位、世間相常住』の文に依る、理性の三千なれば無明の邊域也。然るに本門は籤六に『三千並常俱体俱用』とある如く、壽量品の『我此土安穩、天人常充滿』の國土世間常住の文に依る、世間を体とし理性を用とする俱体俱用の常住の三千也。故に彼は凡心所具の三千觀なれば理觀、此は九識本法の三千觀なれば事觀

(取意)と説くも、六祖の有相不可見三千常住觀を出でぬもので、且らく原始的の妙解事觀の意と解すべきである。若し上掲祐師より前曾て熱原隴泉寺の學徒たりし、越後阿闍梨日辨(應長元年三一七三三歲寂)は先に日興、後に日乘と共に日頂に師事し、その著「圓極實義鈔」下に於て宗祖を本門大師と號し、その所弘を第三法門たる本門の三大秘法となし、天台の理觀に對し本門壽量の肝心たる妙法五字を事具三千の妙觀となし、その修行に二種を分ち修行有二意、一歴二行住坐臥四威儀、不レ嫌二散心一奉レ唱二題名一、是有相行也、有相安樂行是也、妙樂散心誦二法華一不レ入二禪三昧一、坐二立行一心念三法華文字一、行若成就即見二普賢身一等云々。二有二解義一人、口奉レ唱二妙一經一而直觀二一念三千妙理一、是无相行也、無相安樂是也。所以不レ簡二有智無智、貴賤上下、破戒無戒、雖レ爲二散心一念二誦題目五字一、行若成就者即見二普賢身一。若有二智解者就二妙一經五字一、凝二三千妙觀一、妙觀成就者又即見二普賢身一、雖レ分二二行一互通而至佛果、故其妙證之時捨息者歟。(宗全上、八二)

と述べ、事具の三千妙觀たる唱題に就て、末法一同の散心念誦の題目たる有相行と、智者の三千妙觀たる無想行とを立て、二行は互通して佛果に至りと説くも、共に念誦題目、三千妙觀の安樂行となし、且つ普賢身觀と説くに及んでは假令五字を以て末法の行法となすも、上掲二師の如く本地難思の境智説を出でぬのである。若し「問答鈔」に依らざる智者妙觀説は、原始的的事觀の學解説と見るべきである。然れども今の三説は共に天台の『妙一經本地甚深之奧義也』等と説ける、本迹不二の境智有相不可見の釋意を出でぬのである。

二、天真獨朗の事觀説

更に同時代に日興門流に於ける宗祖の御作と稱する「本因妙抄」には

信心強盛唯無_レ余念_レ奉_レ唱_レ南_レ經_レ凡身即佛身也。是名_三天真獨朗之即身成佛_一。(宗全_三興門集_二)

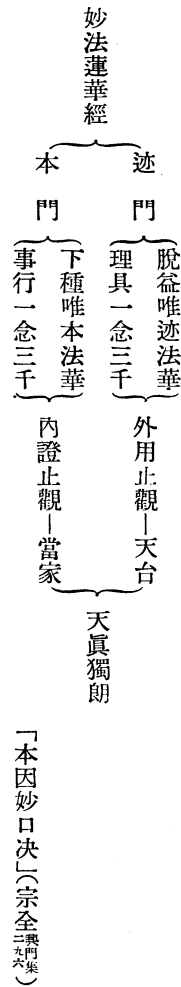
と述べ、唱題の行を以て『直達止觀』、『事行一念三千南_レ經』、『自性不思議體、我内證壽量品』等と釋して居るが、その思想は全く止觀の天真獨朗の意で、隨つて先の本地難思の境智にあらざれば、中古天台の本覺法門の別語である。而して此の意を敷衍したのが、與門流の祖日興(正慶三年_三聖_二三三_一八十八歲寂)の「五重圓記」である。同記に依れば權(昔)、迹、本、觀心、元意の五重の觀心を説き、「開目鈔」「十法界抄」等に依て本門開顯の圓を俱實の本圓とし、觀心の圓立不には惠檀の異議があり、即ち迹門の理圓、本門の事圓の不同なりとし。最後元意の圓は五大院安然の所立であるが、これに對し前四重の圓は機情昇進並に圓頓の圓で、之を根本法華の圓とするも、本迹未分、權實未分、教外別傳不立文字の禪天魔の邪法と破し、當家は斯の如き本迹未分の觀心の上に更に天台が本地甚深の奧義と釋せる本地の圓を以て元意と立て、これを上行所傳の妙法本因妙所修の法體となし

當流は觀心の上立_三元意_一、夫者上行所傳妙法本門自行要法是也。釋云此妙_レ經本地甚深之奧義也。本地者元意と同事也。本因妙所修法體也。故上本地圓者在世本門一品二半也。本門觀心圓者事一念三千圓也。本門元意圓者事行妙_レ經是也。今當家圓宗者事行妙_レ經宗也。本地自行唯與_レ圓合圓是也。圓と合との二字事三千事行妙法二重不同、唯授一人口傳有_レ之。(宗全_三興門集_二)

と本門觀心の事圓の上に更に元意の事行を立て、先の本門觀心の事觀を唯與の圓、今の事行を合の圓となし、これを以て上行所傳の題目としたのである。併し乍ら既に天台の本地甚深の奧義を以て題目の内容とする故に、今の元意は觀心の上に立つといふも、本因妙抄所明の天真獨朗の意と同義と解すべきである。

又三位日順(文和三年_三聖_二三三_一六十一歲寂)の「本因妙口決」も妙法五字を以て具膺本種の正法、體玄義に於ける内證

觀心の行事と名づけ、これを天台傳教未弘上行所傳の法体となし、「立正觀鈔」「三秘鈔」等に依り



と右の如く五字に就て二意を分ち、一念三千に事理を分つも、これ四重興廢に依り昔迹本三教の上の不思議實理たる觀心に本迹事理を分つものである。これ正しく興師の觀心中の本門の事觀と元意の事行と同じく、宗祖所弘の題目は事行の一念三千と稱するも、その法体を天真獨朗の內證止觀とするものである。若し佐渡阿闍梨日滿(正文五年一三六〇 聖神七七〇 七十七歲寂)は、その著「日滿鈔」に迹本二門を色心實相、事理三千、不變隨緣、從因至果、從果向因等に配し、且つ宗祖所弘の三大秘法は天台の口傳法門七箇の大事の中廣傳四箇の第四法華深義の下に立つる、蓮華因果、圓教三身、常寂光土義の所謂略傳三箇の旨を相傳して其上に得意すべき事となし。(宗全四〇〇)三秘と略傳三箇との思想的類似をほめかし、「行者值難事追申」の

本門本尊與三四四菩薩、戒壇、南無〇經五字也、云々、(三六)此三大事歟、敢難レ及ニ短慮、然而粗於ニ前後、有ニ此義、思惟宜レ知也。(宗全四〇四)

と述べ、先づ本門の本尊を説くに迹本觀の三重に約し、迹門は不變眞如理融通上建立の三身、本門は隨緣眞如理融通上建立の三身。觀心の三身は所詮隨緣不變未分の一心法界上に浮ぶ所の三身なりと説き

總十界三千萬法亘取柄無處也。夫隨ニ機得樣、從因至果、從果向因レ設也。然者我等一念心九識圓備自体、無作常住、

境智不二、自受用身体也。本迹取柄付事尙六識重也。九識眞如重能觀所觀境無之、獨一法界自受用身自体也習也。乃至天真獨朗證不_レ由_レ他也。(同上_{Footnote})

と述べて、題目、戒壇の説明を缺くが、三秘は六識本迹の所證でなく、觀心九識眞如の重の所證とするも、天真獨朗無作常住の法体と解する点は、前の諸説と同工異曲である。又同門流の日向開山日叡(應安三年_{二二六九}一歲寂)の「後信鈔」には、矢張本迹を不變隨緣、事理二觀の別と判じ、妙法五字を以て廢事(五度)存理(受持)本門受持の理善根なりと解し、(宗全興内集七〇)五度の事善根に對して、妙法受持を理善根、又題目を以て天真獨朗本有の止觀たる本覺の理と解せるは、彼の理觀に對して且く事行の題目を以て事觀と解したのみである。

上述の如き諸師の解釋は或は天台の理觀に對して事行の唱題を以て事觀と解し、或は境智不二、天真獨朗等の境智未分の觀心を以て事觀と解したのであるが、これ尊舜の「止觀見聞」一の中に

法爾天然云_三天真_一、自受用本覺法体云_三獨朗_一、又一念不生本源云_三天真_一、念々緣起自受用照了云_三獨朗_一、天真本法理体、獨朗三千智用。(佛全一九六)

と釋せる、一体の境智、或は境智未分の本覺の理に体達する易行觀心を以て題目の事行と解したかの觀がある。斯の如く聖滅後約一百五十年頃までは、概ね境智不二、天真獨朗の法体たる本地法然の事理に体達する所以の易行觀心、換言すれば天台の六識陰妄の理觀以上の、天真獨朗の本覺觀心を以て事觀と解したものである。隨つて事理融通の上になつた妙解を以て事觀と解し、これに對して唱題の妙行たる事行を易行觀心と釋せんとするが如き氣分が見られぬのではないが、大旨は事理融通の本覺觀心を以て事觀と解する故に、これ等の諸師を概括して前期の第一期事理融通時代と稱した所以である。

第二期 事行分離時代

一、唱題事行の事觀説

前の事理融通時代の後を受けて、當家の行法は天台の理觀に對して、末法時機相應の唱題の事行なりと解したのが即ち事行分離時代である。此の時代は正しく「治病鈔」の事理二觀に立脚して、唱題を以て末法跨節の行法たる事行の法と解したのである。此の時代は日建の事理遠近釋、八品の隆師の信心唱題に依る易行觀心説に起り、中頃勝劣派の本勝説に反動して、一致派の日耀、日重等の台當不二の事觀説に墮し、後に日生日講に至つて「問答抄」に依る上觀、下唱解行折衷説に依る、事理正助末法一同信唱の説を見たのである。この聖滅百五十年より四百年頃に亘る、約二百五十年間を事行分離時代と呼んだのである。

此の時代の先驅と見るべきは、「啓蒙」十六、所引の日建（「章疏目錄」^{五二}に日蓮宗日建、康正三年^{一四七五}著「本迹勝劣問答記錄」一卷？）の「古抄」に見ゆる三説である。その第一の或説は「治病抄」に依て台當を事理二圓に分ち

本門事者諸法事々の當体を其儘本有常住と談するは、陰生土の三世間が常住なる事也。如し此本門の事圓を聖人は本尊と顯して不_レ斥_二有智無智_一、向_二本尊_一題目を唱させ申は自然と題目の功德として、其事の三千が一心の具徳と顯はるゝを、事の一念三千と習也。（「啓蒙」一六^九所引）

と述べてこれ信唱事行に依る、妙解事觀證入の解行融通説である。第二の日源（「章疏目錄」^{稱七}妙覺寺日源「本尊抄御談」二卷？）相傳の説も

理は冥伏して其体遠し、當家事造の本尊は其圖形手に取る如にして近し。其能觀々心如_二止觀行者_一、經_二解行一切瑳琢磨_一する修觀には非ず。但合掌して本尊に向て題目を奉_レ唱處が能觀の姿也。（「啓蒙」一六^〇所引）

と述べ、智愚一同に唱題に依て事造の三千が行者一心に顯はるを、事行とも事の一念三千ともいひ、或説と粗ぼ同一義である。日建は此の兩義に依り天台の理觀に對して依正二報に亙つての、唱題の事行を以て一向事具の三千觀（啓蒙）一六二と述べ、唱題の妙行即ち事行は事觀證入の行と解したのである。

以上の事觀説に次でその意を更に明にしたのが、八品即ち本門法華宗の祖日隆（寛正五年一四六四八月三十一歳寂）で三千帖の述作中、「四帖鈔」四卷「私新鈔」十三卷等に見ゆる、所謂易行觀心説がそれである。「私新鈔」第十には

一念三千の止觀修行は智者善人の行儀なる故に、未代當時の非ニ所行一。高祖出世の本意は事行の三千、口唱の南〇經是也。日本國の在家の者には一向に南〇經と唱へさすべし。名は必ず自然に理具の体理に至る功德ありと云へり。

口唱の當体は唯事行にして意業の止觀は不レ寄レ思事也。故に知ぬ當宗の本意は經王の憑ニ他力一、口唱題目計りにして、一念三千の觀門を不レ爲ニ正意一、愚者多き世なれば一念三千の觀門を不レ爲ニ前一と云へり。是れ蓮師出世の大綱也。乃至逆縁は題目、順縁者三業相應の三千理具觀心也。是れ傍正表裏の不同なるべし。（宗全本門法華部一三七〇）

と述べて、正行は事行の妙〇經、助行は理具の三千觀と事行理觀を以て正助、傍正、表裏、顯密と判じ、且つ宗祖一代の弘通を身延前後の二十年と九年とに大別して、その弘通の前後を判ずるに題目、理觀、折伏、攝受。逆縁、順縁。化他、自行。要法、廣略。事、理。身口、意業、等十二條に分つて述べて居るが、要するに事正理傍の事理並行に立ち、末法は逆縁下種の時なる故に、唱題の事行を修して任運に理体と證得すとなし、「本尊鈔」の會理歸事釋相とは逆に會事歸理の釋をなし理体事用の釋をなしたのである。併し乍ら「四帖鈔」第四には本門の觀心を説いて

末代相應本門觀心者、觀心本尊抄觀心是也、此觀心者如ニ天台止觀一非ニ自力觀一、唯是經力信力觀心也。（刊行本三六九）と述べ、更に「天台の止觀は始覺の觀心、當宗の信心は本門信行」（同上三六九）と判じ、「此信者以ニ一念信心一、南〇經

唱即本覺觀心也』(同上^{四三〇})。『日蓮所立本門宗易行觀心者唯是信心也』(同上^{六六〇})。等と信心を以て末法の易行觀心となし、事行の唱題を正行、理觀を助行と述べつゝ、理勝事劣、理本末未で事行の唱題は全く理觀を成就する所以の信心に依る易行觀心の會事歸理の事行唱題説に外ならぬのである。これ恐らく「問答鈔」の上根理觀下根信心と同義といはんより「十章抄」の智者解行、在家唱題の文意に依る事理の判で、隆師は一向唱題の事行を以て、末法に於ける在家一同の易行觀心となし、これを三秘の妙行とし、妙解の事觀を天台の理觀と一同視した事理不對の末法解行觀と見るべきである。此の点より見れば日建等の妙解事觀證入説に對し一步退歩せる觀がある。併し乍ら信唱の事行を以て本覺觀心即ち事觀の妙行と強調した点は注意すべきである。

更に同時代の陳門即ち本成寺派の待從日現(永正十年^{一五〇三}後^{三三二}五十六歲寂)は、「本迹高廣義會釋拔書」に矢張「十章抄」に以て、出家智者と在家愚者を分つ文となし

譜代信者等一向不^レ辨^ニ是非^一者、既從^ニ往古^一入^ニ本門正路^一致^ニ信心^一故、任運可^ニ成佛^一也。(宗全^{法蓮宗}一九三)

と判ずるも以上の諸師と粗ぼ同義と解すべきである。又明應の頃(二四二六?)頂妙寺玉昌院に居つて「本尊抄宏記」(「啓蒙」二六六所引「古抄」^{日宏})を出した日宏の、事觀は天台六識理觀より一重超過すとなし

末法應時行者起不起不^ニ取合^一、只事行南^〇經を唱れば貴賤尊卑共に即身成佛で、下種を得る處が即當家の立行是觀心云也。故に廣宣流布と云も題目の五字を弘むるまで也。(「啓蒙」二六六所引)

と述ぶるに依れば、亦前の諸師と同義と見るべきである。上述の諸師の解には多少左右の別はないではないが大體に於て事行分離の説といふべきである。

二、事理不二の事觀說

以上の諸說の中にも隆師の如きは、理体を以て事行の歸結と見た様であるが、同時代に於ける一致派の諸師は、本迹事理不二の上に一致を主張した故に、事觀をも同様に不二の上に説いたのである。先づ此の説の先驅と見るべきは宗祖の再來と稱せられた、身延十一世行學日朝（明應九年^{後三〇}七十七歳寂）である。「本尊抄見聞」第八の『事行の南〇經』の下に於て、天台の止觀は迹面本裏の理觀、要法の題目は本門壽量の所説となし、「立正觀鈔」に依り南岳天台も靈山の内證は今と同であるが、像法の時なれば止觀と名を替へて弘通すと爲し、「顯本鈔」（治病鈔）に依てこれを事理二觀に分ち

然則天台宗以_三迹門理一念三千、本迹不二法体已心所行法門と成也。事一念三千者妙法五字末法相應の修行なるべし。此御抄は題名より以_三五字爲_三觀心。（「本尊鈔見聞」、宗全_三三五七）

と本迹不二の上の事理二觀となし、更に三業の上に就て理觀は意業、事行唱題は口業と事理を判じ、口唱の事行を以て如説修行の行となし。又「三秘鈔」に依て題目に事理を分ち『事行と云ふに二意可_レ有_レ之歟、口業の邊と化他の邊なるべし』（同上_{四三六}）と口業化他を以て事行の内容とするが、台當共に本迹不二の内證と談するは、恐らく一致説に立つ爲めである。延山上古三聖の他の意傳二師等も粗ぼ同義と解すべきである。

又同時代に弘經寺日健、立本寺日禱、妙顯寺日能等と共に京都に御書を講じ（「健鈔考」宗全本下卷初參照）「御書鈔」二十五卷を残した中山門流の常寂日耀（大永二年^{後五三}八十一歳寂）は、永正十七年の「本尊鈔見聞」（二卷「御書抄」第八所收、奥書の大永七年は後轉寫の時の加筆か）に依れば、「治病鈔」に依て台當の觀心と本迹事理、像末、攝折等（「御書鈔」八_四宗全_三四八）の別と判じて後

天台は迹化後身なれば此分約し理約し如、談ニ不思議不可得法体、是云ニ觀不思議境、妙樂結成理觀消理面。當家本
化意約し事約し相談之、去間彼迹門理觀、是本門事觀也。當家台家不二中事觀正。是又明三千、色三千とも、事一
念三千云也。(八三八、宗全_{五五})

と述べて、當家の事觀を以て事理不二の中の事觀といふが、これ師の「本迹一致對論用鈔」の不二一致説と合致する
不二の事觀説と見るべきである。その後約五十年日昭門流の本因寺日栖(天正十一年_{一五八五}—_{一五八五}八十三歳寂)はその著「本
迹問答鈔」に矢張「治病鈔」に依て台當を本迹事理に分ち、末法の事觀を唱題の義となし

本化は五字を持つての上の迹門なれば、本迹共に成佛也。(啓蒙_{三三三}所引)

と判じて、矢張本迹不二の上の五字と釋して居る。若し同じく不二の上に立つて慧の事觀に對して信唱事行の説をな
したのが、本隆寺派即ち本門法華宗の祖承慧日修(文祿三年_{一五九四}—_{一五九四}六十三歳寂)である。師は「眞流正傳抄」九卷を出
し、更に「宗要活套集」に於て「治病抄」に依て、昔迹本の觀心を以てこれを法行觀と名づけ、之を『彼は理也』と
判ずとなし、次に

理者迹門十如理爲本、本門上迄云理者、還迹門十如處云理三千也。扱本門意此三千理令理極事變、事理不
二中本門事顯本正意故、成事三千本門上觀心也。是蓮師釋下天台傳教時理也、今日蓮時事也、彼迹門一念三千、
是本門一念三千天地遙殊也。此上當流意向口傳事有之。言事三千者本門事行迄觀心智者解行也。然觀行五品位
中第二品已下、事三千行者也如分別品。乃至末法當時云予門弟順緣一時、其事三千尙不相應故、是收總名妙
法只一向令唱妙法、日蓮一門弘通也。是蓮師判下一念三千如意珠裏妙法五字袋、令懸末法幼稚頭。一念三
千如意珠者事三千事也。然此事三千尙智者分齊、智者解行故末法幼稚我等不相應。是判以信代慧。信者末法

幼稚妙法口唱事也。慧者事三千事也隨分義也可信云々。以_二此信行觀_一捨_二高上觀_一歸_二一心_一弘、末代下種觀心釋得意也。(宗全_二本_一卷_二六_一九)

と述べ、但信口唱は事行、本門事顯本たる事の三千觀は慧の事觀なるも、これ末法不相應の行なる故に、總名の五字を口唱せしむるを末法一同の事行と判じたのである。かくの如く本門事顯本の妙解を事觀、妙行を事行となすことは行學勸獎の聖判に一致するものであるが、今は『事理不二中本門事顯本』といへば、これは本門の顯本をも迹理とする故に、今は本門顯本の事の三千を事觀といふではなく、迹門理中の事を以て不二本門の事觀の慧となしたるもので、隨つて今の事の三千とは畢竟天台理觀に外ならぬのである。故に今の説も事理不二の天台理觀に對して、唱題を事行とする事行分離説に外ならぬ。

更に同時代にあつて事理並用の事行分離説をなしたのは一致派に屬する諸師の解である。即ち堺の三光無師會の會下より出でたる身延二十世一如日重(元和九年_{一六三三}後_{一六三三}七十五歲寂)の「愚案記」二十四卷に見るに、第一卷には「問答鈔」の『上根觀法』、「唱題鈔」の『其志有者習學して』等の文に依り事理並用説をなし、第三卷には「治病鈔」を引て

事理といへばとて一念三千に替る事は無也。唯觀念様が不同なる計也。事の一念三千で觀念が勝る、故に、臨終に障碍が多からんほどに、用心せよと御教誡殊勝也。臨終の際難を防がん秘術は唯南〇經なるべし。(三七)

と二觀は『替ることなき』事理不二の一念三千となし且つ唱題を以て「修禪寺決」の臨終の一念三千觀と釋するに至つては、全く敬光の「山家學則」に『修禪寺の相傳によりて、日蓮の一派も分派せりと見ゆ』(國文東方佛教叢書

宗叢部四七)といへると簡ぶ所はない。又師に次で同一義を唱へたのは、恐らく小西正法寺の慈眼日慧(元祿十二年_{一六九七}後_{一七〇七}六

十八歲寂)である。師はその著「本尊抄慧抄」(「啓蒙」一六三所引)に台當の十異を分ち、天台は迹門六識理具の三

千、當家は本門九識事具の三千、唱題の事行を以て立行となすも、動もすれば『二門難思の一部』『本迹一念の曼荼羅』等の説(同上^{二五三})をなすに至つては以て知るべきである。以上の如き諸師を以て、且く事理不二の上に立つ事行分離の説となすのである。

三、事理分離の事觀說

又同時にあつて若し機根に就ては或は上下利鈍の説をなすも、理觀に對して事行を以て正しく末法一同の妙行となし、且つ理觀に對して、妙解事觀を立てたのは次の諸師である。即ち重師と同時代の先輩に京都立本寺に教藏日生(文祿四年^{一五九五}—^{一五九三}四十三歳寂)あり、「啓蒙」二七所引の「教誠の書札」(「章疏目錄」^{九三}に「與俵屋常光書」?)には、

先づ「持法華問答抄」の御文言末代に二機有り、上根は可_レ觀念、下根は信心と被_レ立樣候。此の觀念と云は戒定慧の三學整束して各行する事にて候。さて「四信五品抄」の心は一重引下して、戒定二法を制止して慧の一分を專にすと遊して、慧計を定め夫より下したる機には、慧も不堪間以_レ信代_レ慧被_レ遊候。是は打聞ける處は末法にも、二機有様に候へども、高祖の御意は上機無し、只下機計りと思召し定められたる様に覺候。諸御書可_レ有_二御覽_一候。

(「啓蒙」二七^{二六}、二九^{三三}所引)

と述べて「問答抄」には上下二機を分つも「五品抄」に依つて、末法一同の下根と釋されたことは諸御書に徴して明かである。故に理觀に簡んで以信代慧の唱題の妙行たる事行を以て末法の行法としたのである。此に始めて末法の妙行の確立を見たのであるが、これ全く「報恩抄」に所謂「有智無智一同の妙行」とせる釋に合致するものである。斯の如く事行を以て末法一同の妙行となすに對しては、重師の如く上根理觀共許說に立ちて、正しく理觀に對して別に

妙解事觀を立てたのは、重師に次で延山の法灯を次いだ、鷹峰談林の祖寂照日乾（寛永十二年^{一六三五}後^{三三}七十五歳寂）の「宗門綱格」の事觀説である。即ち同書は末法の上根に理觀を許し、最後の行者用心に於て

常仰^ニ佛説^ニ唯信^ニ山河大地自他親疎^ニ皆是妙法而非^ニ他物^一、起居動靜恒唱^ニ妙題^一、願^下乘^ニ此功力^一自他共到中^中寂光^上、是
最初心者の用心也。（二五五）

と最初心に唱題の妙行を示すに先ちて。山河大地皆妙法と説けるはこれ先の修師の『事理不二の中の事の三千』とは永く別で、正しく天台の理觀に對する當家の妙解事觀と見るべきである。

更に同時代に於て此の意を尤も明にしたのは、不受不施を主張して中山を除歴せられた、寂靜日賢（正保元年^{一六四三}後^{三六}七十六歳寂）の「本尊鈔私記」の説である。即ち事觀の妙境たる曼荼羅に對して、口唱の妙行を修するを以て末世相應の事行となし、再往は爾らず

事成顯後法々其儘無作覺体事々圓融、乃至不^レ顯^ニ本壽^一而約^ニ一心三觀^一談^レ之台家也。約^ニ本門事成因果色心^一談^レ之當家所立也。乃至此事成本覺因果色心約せば、法々皆三身佛体、物々皆自受用身、定^ニ此義^一上法々當位約自在可^レ説^ニ三身^一。謂如^ニ無作三身口傳抄^一、松竹体質法身、松竹自体顯照の姿報身、四季の作用は應身也。乃至柳緑なるも花紅なるも皆是真如の相貌、一法不^レ可^レ改轉^一。（啓蒙^一一六二）

と口唱の妙行事觀（事行）に對して、正しく妙解の事觀を説いたのである。即ち末法一同の事行の妙觀に對して能化師門學解の事觀を説いたものと見るべきである。又鷹峰談林の第三世一音日曉（寛永七年^{一六三〇}後^{七六}六十三歳寂）の「法華安心錄」に止觀所談惟具三千六識安心といひ、事とは本果證得無作三身の極果の三千にして依正色心自在無碍と説くも、今の賢師の説と大同小異である。

更にその後五十年生師の法孫習師の弟子にして、後世不受不施講門流の祖たる安國日講（元祿十一年_{西曆一六九七}七十三歳寂）は、「録内啓蒙」三十六卷中、本尊鈔の「啓蒙」十九_卷に「治病鈔」に依て理具事行の異を辨じ、彼の理觀は迹門の實相九界迷中の眞如佛性、此の事觀とは本門久遠所證の不改妙法、隨つて彼は在纏眞如、此は出纏眞如にして、その直達正觀の行を一念三千事行の南〇經となし、更に勝劣派の説に對して、

宗家の一部唯本の上の不思議の本迹の事にはあらず。其旨を了せずして勝劣派は僻見を起せり、山門古來の約束にも本迹を本覺始覺に配し、或は隨緣不變に配せる事、通途の所證也。吾祖其趣にのつとりて、右の深旨を證じ玉へる大判也。されば台家に所_レ明理具事用の三千は俱に理具に屬し。當家に所_レ證理具事用は俱に事行を成する意也。

（啓蒙）一九_卷五）

と「治病鈔」の事理二觀を判じ、且つ什師の「請諷誦事」に事觀を「妙法五字性海果分内證、是本尊本体也」と所觀の本門本尊を解するに對し、『是併不可思議の題目の規模也』と能觀の題目と解し、事の一念三千を以て三秘の二法となし、台當の別を判じて

台家の所證は今約_ニ法華迹理因分可説の心地、當家の所修は塵点本覺の果分を毫末も動せず、直ちに信行する故に唱題の事行、即身成佛の直旨也、乃至題目即本尊、本尊即題目にして一法の二義二而不二也。（同上_{六五}）

と釋せる如く、事觀は三秘の二法たる本尊と題目の信唱に外ならぬ故に、事の一念三千たる妙境を事觀の妙解たる本尊、妙觀を事觀の妙行たる題目と解し、事觀の妙解妙行を三秘の二法と解せるが、講師の事觀の解である。併し乍ら

「問答抄」の「啓蒙」に

日生會得の義尤も祖意に相契すべき歟。（二九_二四）

とあるに依れば、これ全く生師の末法一同下機なれば以信代慧の妙行を正意とせる説に依るもので、一往妙解妙行融合の説と見るべきである。これ事觀の二法に依る妙行論で、妙行の外に更に師門能化の學解事觀ありとすれば、これ自ら妙解妙行即ち事觀事行混淆と解すべく、隨つて今の説を以て亦事行分離説となすものである。

後期 事觀確立時代

第三期 事觀分離時代

一、草山一家の事觀説

上述の如く聖滅後約四百年間は、未だ理觀に對して當家の事觀は確立しなかつた、勿論これには學解と妙行の兩向があるのであるが、孰れも判然しなかつたのみならず、唯事行を以て事觀と思惟したのである。由來宗祖の滅後日像の京都傳導に依て、宗門の中心が西方に移り着々とその進展を見たが、天文法亂、安土問答、不受不施問題に苦杯を嘗めた宗門は、此に内面的興學に力を用ゆるに至り、永正年間（一五〇四）日健、日禘、日能等京都に御書を講じ、「御書鈔」（健鈔）二十五卷を残したのは、「錄内」初版刊行の元和八年（一三二〇）より實に百年前に屬したのである。かくて五十年後には一時興學の中心が京都より泉州堺に移り、永祿十一年（一五六七）油屋日珙、山光日詮、常光日禘に依て、所謂三光無師會が此に開かれ、台學中心の研究となり身延中興重乾遠三師等の輩出を見たが、當時の事觀論は日耀、日重等に見る如き事理不二の上にある有様であつた。併し乍ら後年に及んで生講諸師等に見る事理二觀分離の説を見るに至つた。

元和八年功德通師に依て初めて「錄内」四十卷の刊行を見、次で寛永三版を見るに至つて、「錄内」中心の御書研究

鬱然として各地に起り、宗學の中心たる事觀義に就ても漸く蘭菊の美を見るに至つたのである。此の秋に當つて事觀確立の聲を揚げたのは、實に我が草山の一門であつた。

聖滅三百五十年草山元政（寛文八年一六六六四十六歲寂）出づるに及び、深く當時の台學心醉の弊を數じ

凡吾宗之學者幼而習ニ名目四教儀一、稍涉ニ教觀一而皓ニ首一于六十卷之中矣、只記ニ一化始終一窺ニ理觀之門一而已。至ニ所謂久遠微旨事觀妙處一、則レ茫乎不知者衆矣。偶聞ニ祖師微言一如レ醉如レ眠如レ驚如レ怪、乃謂其義迂遠而乖ニ於天台之說一、日用而不レ信者滔々皆是也。乃至本化迹化位有レ別、事觀理觀道不レ同。（草山集、二九、全書本二五六）

と述べて當時の學弊を指摘し、宗門の表をば諸山の官僧に任せ、自ら表具の裏打を以て任じ、有名なる

觀ニ即レ色心一是爲ニ理觀一。觀ニ即レ心色一是爲ニ事觀一。（同上三〇、同五七）

と二觀の別を説き、信を以て行首となし、即心色を以て事觀とし、恰かも宗祖の「延山鈔」に於ける如く詩歌に寄せて事觀を述べたのである。若し「草山集」廿六に收むる「立本寺日審上人行狀」に依れば

先レ是諸師專以ニ教相一爲ニ弘化要一、至ニ師出一恢開ニ已心之妙一、而不レ墮ニ天台觀門一、直取ニ萬法一歸ニ一事觀一。實末世唱導本化宗師也。（全書本四九）

と述ぶるに依れば、日審（寛文六年一六六六六十八歲寂）の事觀義に私淑する所であるが、「同行狀」に『親ニ炙日賢一益勵ニ所業一』（同上三九）とあるに徴するに、前掲寂靜日賢の事觀の流と知るべきである。然らば草山の所謂即心色の事觀とは如何、先の「示ニ行首一」即心色等の十六字の下に

觀ニ即レ心色一只此一句我家頂門上一針也。苟得ニ是旨一出世本懷利那辨成人、不レ知レ人甘爲ニ凡夫一自致ニ沈淪一、在家之人豈足レ言哉、於ニ袈裟下一失ニ人身一者往々皆然可レ不レ傷乎。乃至縱雖ニ所謂智信不レ具一、若有レ信者以レ信爲レ智、不レ

失人身心當作佛。吾祖逢人先教以信、乃云若能知即身成佛、不生疑惑、下根行者尙於一生入妙覺位、觀即心色意、在斯矣。(同上五五七)

と述べて、出家は智の妙解事觀、在家は但信の妙行事觀を以て、「問答鈔」の上下二機にあらざる、「實相鈔」の行學の二機に即心色の事觀に就て道俗の二類を分ち、且らく口唱妙行の事觀を以て末法一同の事觀となしたのである。

右の如き即心色の事觀を末法一同の行となし正しく口唱の妙行として述べたのが、弟子慧明日燈(享保二年^{一七一七}後^{一七五七}十六歳寂)の「宗門緊要集」である。師に依れば先づ妙法に對して聞悟、修習、結縁の三根を分ち

即聞即證者不假修習、其未入者應深信唱妙法、以修以證也。

等と述べて信唱を以て事觀の妙行と定め、更に口唱の妙行を反覆して

不思前際後際、只就現今刹那稱南無經、唱來唱去念念來、一時相續即一時佛、一日相續即一日佛、乃至千萬年相續即千萬年佛也。乃至行住坐語默作々、心念口唱、乃至戲乎要中要易中易徹上徹下之妙門也、只須一心一念唱念相續也。

とこれ元政の妙行事觀を、止觀の常行三味の稱念俱運の法に則つた信唱俱運に依る事觀説である。これを以て草山の一家事觀説となし、且つ事觀分離の嚆矢とする所以である。

二、觀如透師の事觀説

草山一家に依て台當の觀心は截然區別せらるゝに至つたのであるが、慧明日燈と同年六十五歳を以て寂せる、奥羽若松淨光寺の觀如日透は、早くより草山政公に私淑し、六十四歳に至るまで「録内」四十卷を研鑽すること前後四回

終に祖書に立脚して「壽量顯本義」「當家本尊義」「事一念三千義」等を著して宗學を大成した。就中「事一念三千義」二卷は「治病鈔」に依て台當の事理二觀を分ち

本迹俱云「一念三千觀」、一念三千是事法也。故知迹門理觀云非下捨置事觀と理也。所詮迹門從理觀事具故名「理一念三千」、本門直事がまゝの觀具故名「事一念三千」也。(上初左)

と二觀の大意を述べて居る。かく本門の事觀を以て『事がまゝの具を觀ず』といふより、古來透師を事がまゝ上人と呼ぶに至つたのである。師は更に事觀を説いて

夫れ本門顯はれては久遠所證の十界の依正、事相のまゝにして互具自在三世常住也。其の互具の十界全く已心の法なりと觀するは、我身即ち本覺無作三身也。如レ此觀達するを云「事一念三千觀」也。然るに無始已來諸法甚だ廣く、甚だ遠くして未レ便レ觀境二故、爲レ令レ易レ觀其廣遠諸法一紙面圖、顯「十界依正互具一妙法」、爲「之修觀境」是名「觀心本尊」也。如「此事一念三千妙境たる本尊なる故、下根下機不堪修觀」者、唯奉レ向「十界一妙法本尊」、唱題する者は勿論、縱未「至」唱題「何意もなく、奉」向禮拜合掌する者まで、悉く隨「其善業分齊」、自然具「修觀功能」十界互具妙用自然顯得する故通名「之觀心本尊」也。(下本四)

と述べて、十界常住我身即佛の事觀を上根の修觀となし、此の修觀の境を一幅紙上圖して本尊となし、之に向つて但信口唱するを下根の修觀となすのである。故に上根は直ちに十界の依正を觀する妙解の事觀であり、下根は圖顯本尊を信唱する妙行事觀といふのである。されば末法一同の行法たる信唱妙行の事觀の外に、更に學解修觀の事觀を立つるのである。斯の如く透師は解行二種の事觀を立て、且つその同異を分別して

當家所立本門事一念三千與唱題立行二同異如何。答觀心は意業、唱題は口業分明に別なる事なれども、吾宗の先哲

一同に當家の本門事の一念三千者唱題立行是也。不_レ許_三別修_三觀心_一と云へり、此義甚不審也、但唱題爲_三吾宗正行_一、白具_三觀心功能_一故、末法當世身分下根不_レ及_三修觀_一と云はど共許勿論也。然云_三唱題直是觀心故一向不_レ許_三修觀_一者他宗不_レ及_レ云、自宗にても吾等は無信力故歟、一向得心なき也。(上_左)

と事觀に就て妙解の意業と、唱題の口業を分ち、且つ先哲一同に口業の唱題事行を事觀となし、末法一同は下根なれば妙解修觀に及ばずとは、唱題の外に修觀を許すこと明である。随つて末法に修(事)觀を許さゝる義なしと、口唱妙行事觀以外に學解の事觀を強調したのである。且つこれを許さゝる所以に就て

下根觀念却妨_三信心_一緣となるべし。散心にも、定心にも、喜にも、悲にも但南○經と唱ふべし。名必至_レ休故口業成就すれば又兼_三意業_一、以信代慧故三業具足。(下_并)

と説いて、一往事觀の解行を意口二業に分つも、再往三業具足の上の義となし、三業具足の故に下根口唱の事行も、三業成就の義を成ずとなし、

恐古來師「觀心本尊鈔」始終述_三觀心趣_一、而處々題目五字七字と遊ばし、結歸にも題目五字に結し玉へるに迷へる者歟。彼結文の事の一念三千の珠を納_三妙法五字袋_一、末代衆生頂受せしむるに、自ら唱題具_三觀心功能_一義を遊ばす也。非_レ謂_三唱題直是觀心_一也。乃至非_レ謂_三唱行直是觀念_一也。豈纔守_三一語筆端_一不_レ見_三前後_一乎。(上_左)

と述べて、唱題は直に觀心にあらざるも、唱題に觀心の機能を具すといふ後年臨師の所謂法具事觀の説をなすは、これ全く三業具足の意に立つがためである。若しそれ

須_レ知行者依_三本門經旨_一ありのまゝの、正直の妙法唱_レ之名_三本門事行妙法_一、觀_レ之名_三事一念三千_一也。若得_下心末代下根下機故に勸_三易行事唱事觀_一而已上、甚失_三本化立行元意_一なるべし。(同上)

といふに至つては、これ恐らく天台の理觀に對して、當家の事唱事觀を易行となすのであるが、易行とは勿論天台の意業理觀に對して、當家の三業具足の事觀を簡ふ語であつて、若し當家の事觀は妙解も妙行も學も共に三業具足の上の意業中心と口業中心と解すべきである。且つ當家の事觀は三業具足の事觀なる故に、意業中心の修觀を妙解事觀、口業中心の信唱を妙行事觀と知るべきである。故に透師は次に此の意を述べて

さて配_二上下根_一必々不可_レ偏對_二上根觀念下根唱行_一、宗家大綱上下根一同唱題爲_レ正、於_レ中隨_二意樂_一上根傍修_二觀念_一、下根但信心唱題也、持法華問答抄意爾也。(上_左)

と末法の學解事觀を上根に限らず意樂の行として、一同は妙行事觀を宗家の大旨と判するも、「問答鈔」の上根理觀の意を以て判するは、事理二觀を混淆せる謬釋である。此の点は下卷に「報恩抄」の『有智無智一同』の文に就て

與_二上根許_二觀念_一相違云何。答上根下根有智無智唱行爲_レ正一家大綱也。故正意たる正行を純一に勧め下ふ意を以て云_レ捨_二他事_一也。例如_レ云_二諸經法華經無_レ證也。非_二一向遮_二制助行傍修_一也。(下_四)

と述べて、事觀の觀唱二行の中に就ては上下を分たず、意樂に任すとなすも末法一同は唱行を正意とするを一家の大綱となし、師も觀唱二行の中には唱行即ち信唱の妙行を以て末法の正意と解したのである。且つ師は台當事理二觀に就て



と圖示して、末法一同に唱行を正意とし

雖_レ勸_二唱題正行_一何遮_二事觀爲_二助行_一乎。又隨_二行者意樂時勢_一、唱題觀念可_レ有_二種々儀異_一、乃至何筋にても一向平生ともに、觀念ばかりにて唱題せざるは背_二宗祖立義_一可_レ制_二之_一。(上_三左_三)

と述べて、唱題正行事觀助行の説をなすに至つたのである。これ「問答鈔」に迷ひ並に「十八圓滿抄」等の理觀助行の意に反し、又「治病鈔」の台當事理の大判にも背く謬釋である。これ師が先に末法に解行二種の事觀を分つて唱題非觀説をなしつゝ、何時しか唱題事觀論者となり、事理二觀を混淆して終に事觀助行の謬説をなすに至つた爲である。併し若し事觀史上より見れば師は事觀に對し種々の問題を提供し、事觀確立に就ては重要な過程をなしたる、唱題非觀論者といふべきであり、且つ事觀の二面を判然と確立した点は事觀史上没すべからざる功績といふべきである。

又同時代の稍後輩に玉澤に禪智日好(享保十九年_{一七四〇}後_{一七五二}八十八歳寂)があつたが「扶老」十五卷、「拾遺」八卷を出して「録内」を註し、「扶老」の「治病鈔」の下に於て

事理勝劣案理勝事劣分明、今以_二事一念三千_一爲_レ勝、以_二理一念三千_一爲_レ劣。又末法當代行者所修行法、時機相應修行、尤易行順_二時機_一也。(「扶老」二二_頁三、全書下_{二六九})

と事觀を以て一往理觀に劣るとせるも再往末法時機相應の易行なれ勝となし、若し「問答鈔」の上根觀念の下に於ては

此觀念等共末法なるべし。乃至故盡_レ機日上根觀念ある故、如_レ此判じ玉ふ也。然といへども通機是信心口行の機也。

(同一一七、同上_{六〇})

と述べて居るが、此の觀念も透師同じく事觀の意と解すべきは、次下に「延山鈔」の『觀念の寐』等の文を釋して、『末法永く觀心なしと云ふべからず』(同上)といふに徴して明かである。隨つて大体に於て透師の事觀説の縮圖の如

く見るべきである。

三、富士寛等の受持事觀説

以上の如き一致派の複雑なる事觀説を受けて、信唱受持の事觀説をなしたのが、同時代に於ける勝劣派諸師の事觀説である。

最初に富士の堅樹日寛（享保十一年西一七二六六十二歳寂）に就て見るに、師は「六卷鈔」「本尊鈔文段」「寛記撮要」各二卷を出して居る。即ち「本尊鈔文段」に『受持讓與』の文を釋して

此文正是受持即觀心義也。乃至滅後末法我等衆生受持此五字本尊即名觀心也。凡當家意唯以信心口唱即名觀心、而受持者正當信心口唱故云受持即觀心也。（宗全正宗部一七七）

と信心口唱の受持妙行を以て直ちに事觀と述べ、更に受持に總別の二義ありとなし、

今謹案經文受持有二義、一總体受持、二別体受持也。總体受持者五種妙行總名受持也。是則受持通五種妙行故也。今經處々能持是經文、及受持無行余行徒然文意能々可思之。二別体受持者即五種妙行中第一受持是也。信力故受念力故持、看文爲讀不忘爲誦等是也。所以結要付囑之文、若長行中約別体説、故云應當一心受持讀誦解説書寫如説修行也。是則要法五種妙行也。至偈頌中約總体説、故但云應受持斯經也。是則所謂受持一行可成佛者是也。（同上二七）

と二種受持の中受持成佛は總体の受持となし、而して今の『受持讓與』の受持に就ては

然當抄意正據偈文、故今受持者即是偈中總体受持也。故通五種妙行總五種妙行也。然今受持正當信心口唱

者、信心即受持家受持也。口唱即是受持家讀誦也。當知受持家受持讀誦、是即自行也。今以自行觀心、故俱取自行邊也。(同上_{三七})

と述べて、受持が家の受持とはこれ受持が家の信受でこれを信心正因をいひ、受持が家の讀誦はこれ別の五種の中讀誦である故に、これ受持が家の念持即ち唱持の意でこれ口唱の正行である。斯の如く因行具足の受持を以て事觀といふのである。且つ受持讓與の文には四力を具すとなし

謂我等受持者即是信力行力也。此五字者即是法力也。自然讓與豈非佛力乎。(同上)

と四力合成不思議の所證を本門の事觀とするのである。

若し「寛記撮要」上の「報恩抄文段」には、更に「智愚一同」の文に就て、信行具足の必要を説いて

本門題目必具信行、信是行始即本因妙、行是信終即本果妙、是則刹那始終一念因果也。乃至壽量品云「一心欲見佛」是信心也。「不自惜身命」是修行也。乃至又「是好良藥」本門本尊。「今留在此」本門戒壇、「汝等可服」本門題目、取是信心、服是修行也。若不信本門本尊、唱行不取服也。故知設雖唱題目不信本門本尊、而唱行、但是寶山空手也。故「法蓮鈔」云「無信行此經」、如下無手入寶山、無足企千里云々。故專信本門本尊、可唱行之也。「當體義抄」日蓮一門證得當體蓮華、顯寂光當體妙理、信本門壽量教主金言、唱南經故也。今文捨他事者是信心也。唱南經者修行也。故三大秘法若合一大秘法也。(同上_{三三})

と本門の題目は必ず信行具足で、信は行因の本因妙、唱は本果妙への妙行と述べて信行具足を以て正しく當家の事觀となし、一つを缺くも事觀を成ぜざること無手寶山の意に依て明かである。かくの如く寛師は事觀に解行の二を分たず宗祖弘通の正意たる末法一同の宗教たる妙行に立つて、信唱即ち受持事觀の説をなしたのである。且つその説誠に

明快、快刀亂麻を切るの概がある。

尙ほ同時代に出生したる陳門の日相、八品の日憲、日耕等は寛師の説と同工異曲である。先づ陳門即ち法華宗の日覺、日求と共に當時陳門の三傑と稱せられた本有日相（寶曆六年^{後四七五}一七九六六十九歳寂）は、實に四十部七十卷の著作中「擊大毒教論拔萃」に依るに

吾祖所立本門觀心妙法者、本地奧藏、諸佛秘要、極聖果分內證本法、欲語言絕慮亡言語道斷心行處滅、絕中之絕妙中之妙、唯可_レ信得不可_レ識得、此不思議中不思議、自_レ非_レ靈山別付本人、孰能傳_レ之、乃至壽量所詮_レ事壽常顯_レ本有常住之理、理之常住諸教常談非_レ始_レ今也。事之常住但限_レ壽量永異權迹、壽量所詮事理並常、故事誦行即本有行、而事行外不_レ求_レ理觀、事誦常体令_レ具_レ萬德、果分自證事行觀、此事觀者是亦無_レ他、唯信_レ唱壽量肝心妙名、釋_レ之爲_レ事行觀亦名_レ觀行。乃至此事行觀超_レ道天台所修迹門理教_レ雲泥萬里、故治病抄云々、乃至本門果分內證本法唯信能入、識了不堪故本觀行名_レ信行觀_レ良斯由_レ是。（宗全_{三七五}法華宗師）と釋して、壽量肝心の妙名信唱を事觀とも信行觀ともいひ、且つ『唯信能入、識了不堪』とはよく我が事觀の特長を述べたもので寛師と一徹である。

次に八品即ち本門法華宗の忍定日憲（明和七年^{後四七五}一七九七七十六歳寂）も、その著「即身成佛名字口唱決」下に見るに、既に題名に依ても明かなる如く

蓮師聖人名字即以_レ口唱題目爲_レ正行、以_レ一念三千爲_レ助行。（宗全_{三三五}本門法華宗）

と述べて居るが、派祖隆師の「私新抄」等から見るも信唱事觀と解すべきで、一念三千とは天台理觀の意であらう。更に同門流同時の稍後輩たる恭敬日耕（前に智靜といひ、安永二年^{後四七五}一七九三六十二歳寂）は、本圀寺了義達師の「本迹

「雪謗」に對して「本迹精確論」五卷、並に「本迹童蒙易解抄」三卷を著して之を駁し、「本迹鏡智論」下に名字初心の行者本門の題目を、但信受持する所即事の一念三千の觀心也、乃至教彌實位彌下、本門流通永異諸經、易修易行の觀心也。(同上_{四五二})

と述べて、受持を但の口唱と解し、但信受持を以て事觀と説くことは、寬、相、憲、耕の諸師全く同一徹であるが、蓋し詳論に至つては富士の堅樹日寬を推すべきである。

四、合掌受師等の但信事觀説

上述の諸師と粗ぼ同時代に於て、什門即ち顯本法華宗に於ては、日達、日受等の出づるあつて大に事觀義の發揚を見たが、就中受師に於てその特長を見ることが出来る。

八品の耕師入寂の前年入寂した什門の本昌日達(安永元年_{一七七三}後_{四七五}八十二歳寂)は、山城小栗栖檀林の化主で「台當本勝篇」四卷等を出して本勝の説をなし、「當家正義本迹易解抄」には本門の行法を従果向因、本因妙の行と判じ、釋迦名字初心の行法として

一向愚痴にして但法華經の本門壽量妙法と云ふ名を聞く耳にして、其義理を委く悟る事も無く、以信代慧とて信心を以て智慧に代へ、信の一字を專にして本門の題目を口唱する事行を自ら修め、人に教へ一切衆生の佛法の修行する根本最無上眞實の手本を聞き玉へり、是を本因妙といふ。(示全_{一四〇}顯本法華部)

と、これ「四信五品鈔」の以信代慧の意に依て、但信口唱の事觀を説いたもので、寬師の受持事觀説と粗ぼ同義である。此の後を受けて三業具足の事觀説を完成したのが、同門一年の年少たる永昌日受(安永五年_{一七七六}後_{四九四}八十五歳寂)で

ある。

永昌受師は常に合掌受師と稱し、本迹自鏡編「同補缺」「如實事觀錄」各二卷等を出し、就中「如實事觀錄」序には「四信五品鈔」を引き

祖判言「信慧因也」者、謂以「依信之邊」故爾判之耳。非「必勸當時下根可「因信」解也。當知今書素意偏在下末法通機必令「以信代」慧之一途上耳。然義（三十義）下非云下根觀念却妨「信心」緣となるべし。散心にも定心にも喜にも悲にも、但南○經と唱ふべし。名必至「体故」口業成就すれば又兼「意業」、以信代慧故三業具足上。謂所謂「意業者」義主往々相「對唱題」口業、以指「觀解」則言「意業」、予云既宗祖判「以信代慧」、而不「敢判」以「口業」代「慧業」、何故義主言「口業成就亦兼「意業」乎。況如「口業」根出「信心」故、口業還助「正行信心」也。況今書直判「以信爲「詮而不判」下以「口業」爲「詮」。何故計「口業成就」亦兼「意業」乎。又何不「正路言」信心成就亦兼「備意業功德」乎。予考「義主不分明議」信心與「觀念」其性相各別上、回「言諄論外言底意」中、恐「只管爲」慕「口業與「意業」相對之一、以許「助行事觀上根弟子」之新義上耳。（宗全顯本注筆述一六四）

と透師「事觀義」の三業受持の不徹底と、事觀助行の新説を破し、「止觀」九の「發」得初心「止是圓信、二品讀誦扶」助信心、「三品說法亦助」信心」（九、三五九）の文を引き

予云當家學徒亦、用「此止觀正行則信心、助行則口業大綱」、以之爲「例格」則可「以」但信題目「爲」正行、用「口業題目」爲「助行」、將用「讀誦經典及隨力演說」以爲「助行」上。（同上）

と釋し、但信題目を正行となすとはこれ三業受持の正行で、但の口業の題目、讀誦等を以て助行と判じたのである。故に若し此の意を以てすれば透師の修觀は意業なれば又助行の意を成するのである。併し末法の事觀は解行共に三業

と解すべきである。

若し更に「如實事觀錄」上に至つては「治病抄」に依て事觀を釋し

予云今所判事一念三千觀法者、正指我等信念題目之當体上以判觀法。此是以由下以信念代中智慧上故、故直用信念當体上以呼事一念三千觀法也。然如口唱行非直名正行、所以經說應受持此經及信念法華名者、若無信念則口業身業徒行之耳。(同上)

と事觀とは信念口唱の意で、以信代慧の事觀は信唱の中には信念の當体を以て事觀となし、「本尊抄」に所謂事行の單なる口業は正行ではなく助行と解し、信が家の唱にして始めて正行事觀を成すと説くものである。若し「應受持及信念法華名者」とは、正しく經文に寄せて、その意を明示したものであらう。かくの如く信念を以て事觀の体となす故に、口業の唱題を以て助行となす所以を説いて

然宗祖往々勸口唱行者、謂以由行者信念經名故、必口唱其經名、將以由口唱經名故、必增益其信念。所以宗祖往々勸其口唱行、而意但在欲令增益行者信念一途上耳。而宗祖相對助行讀誦經典、則結束信念及口唱以屬正行、往々勸口唱行也。(同上)

と口業の唱題は正行の信念を増益する助行であるが、宗祖は正行の信念に助行の唱題を結果して受持正行としてこれを勸むと説き、以て受持成佛の根本は信念にある旨を力説し、透師の事觀説を評して

而義主不下明議中觀念與信念各別上、何故往々但言下觀念與口唱各別以諄論外言上耶。今正辨明者事觀者直指信念口唱當体、以是末法相應正行、事一念三千觀法耳。乃至判觀念既勝者、非判於中能觀相有勝劣、但判所觀法体有本劣迹勝異也、復判大難又色增者、以由弘通前來未曾有信念口唱正行題目故、大難競起而已、

予未_下曾宗祖依_レ許_ニ助行事觀於門弟子_ニ值_ニ大難_一之事蹟_也、何故義主泥_ニ着此祖判_一、以爲_ニ自立新義依據_一耶。(同上)と述べて、師は當家の事觀を妙行の信唱一途となし、透師の妙解事觀を容認するもこれを助行となすを新義と判じてこれを非認し、妙行事觀のみを以て當家の正行となし、此の事觀に於ける當家の能觀の信念と、天台の能觀の觀念には勝劣なきも、所觀の法体に就て本劣迹勝ありと判ずるは「治病抄」の觀念既勝の義の逆説で、天台の所觀の實相を以て當家所觀の妙法に勝るゝの謬論となるのである。今の意は宗祖の觀念は單に所觀の觀念即ち觀心と見たのであるが、かく能觀の行相より妙解事觀を理觀に劣ると見る故に透師の事觀助行説に同じたのである。随つて「治病鈔」の「觀念」と「大難」とは連續して解すべきである。

若し「持法華問答抄」に至つては、これ持師の作なれば「録内」に編入は不可となし、且つ權實判に立脚する故に本門の事觀に涉らずと判じ、正しく透師の如く事理二觀を混せずして、台徒の修觀は非機失時の故に、末法は易行の信念口唱の題目宗に歸せしめんとする素意となし、從來の諸説を判じて

啓蒙五義（二九_三）及日生義、就_ニ理觀_一許_ニ門弟_一、將不_レ許_レ之異議也。義主誤指_ニ理觀判_一、以爲_ニ本門助行事觀_一、義主全分謬解也。啓蒙等半分謬解也。（同上_三）

となし、自ら或は信念事觀口唱益信の説、或は信念口唱事觀説をなし、事觀を以て受持の二法中信正唱傍（助）と判じ、口唱を以て信念増益の助行と解するも、意は信念口唱の妙行を以て末法の事觀と解したのである。若し口唱助行の説は信念爲本の意を慕らんがための畢竟信唱妙行事觀説と見るべきである。若し助行説に於ては「問答鈔」の佐前義と、「十八圓滿鈔」の助行説に依て明かなる如く半謬であるか、透師に於ては全く理觀助行を事觀助行と混淆せる全謬とは至言である。孰れにするも法華は信證の經なる故に、信行宗としての意は最も明瞭にせられたもので、末法の

宗教たる三業受持の事觀説は、師の所謂「易行信念口唱の題目宗」の名の下に、粗ぼ完成せられたのである。

以上諸師の中草山並に透師は一致派に屬し、他は勝劣派に屬するが、此の前後約五十年間に於て、事觀の問題は一致派に依て提供せられ、その解決は富士の寛師に在ては「本尊鈔」、顯本の受師に於ては「五品鈔」に立脚して、事觀の妙解妙行の中末法一同の行法たる妙行中心に、信唱受持一行の下に解決せられたのである。若し妙解事觀は透師の提案が、理觀と混淆せられて事觀助行の謬解を生み、要するに透師の妙解事觀の意業説を出でなかつたのである。隨つて受師の信唱事觀説を以て今の事觀分離時代の結論とするものである。此に至つて末法智愚一同の行法としての受持成佛の解は、粗ぼその結論に達したのであるが、その根據をなす妙解事觀に於ては、維然として次の時代に殘されたのである。

第四期 事觀確立時代

一、義導二師の二種事觀説

上述の事觀分離時代に於て、妙行事觀の粗ぼ完成せる後を受けて、觀如透師の事觀義を祖述し、合掌受師と稍異れる立場に立ち、「啓蒙」「扶老」の説を以て台家の理觀と貶し（「菟蓐集」二五。）事觀義を主張したのは旨廣日義、一妙日導であつた。當時は恰かも宗論の全盛時代に屬し、寛保三年（一七四三）眞宗の義教「輪駁行藏錄」五卷を著して、光圓日相法華宗の三首謀林の「決權實義」を反駁した。時に富山大法寺の仁讓日芳「呵責謗法抄」九卷を以て之に對したが、その鋭鋒中るべからざるものあるを慨し、當時下總中村檀林の學徒忍廣日龍三歲、義通日到二十、旨廣日義二十、智溪日深六十、好存日芳七十の五人、寛政二年（一七四九）八月並木の光明寺に會し、異体同体宗祖の妙化を顯揚し、諸宗の謗法を

斷滅し、以て廣布の遺誠に對へんことを誓ひ

縱五人之内四人死共、一人不_レ可_レ破_レ壞此大願。若於_ニ今世_一未_レ到_レ時五人共絶命候はど、可_レ期_ニ生々世々_一之事。等の十五ヶ條の同盟起請文を作り、止暇斷眠大願成就の曉までは、一切他に漏すべからずと決意して、各々宗學の研鑽に没頭した。かくて十餘年を経ざるに日龍、日到、日芳の三師相繼で遷化し、旨廣、日義も亦明和二年(一七六五 後四六二)三十七歳にして遷化した。然るに師は寛政七年(一七九五 後四七五)「菟藁集」七卷を出して、その研鑽の一端を留めたのであつた。今その「菟藁集」に就て見るに第二卷は信法二行を論する下に於て、前述の如く「啓蒙」「扶老」の説を以て理觀と賤し、正しく透師の事觀義に立脚して、「延山鈔」を以て事觀の意となし、「治病抄」等に依て事觀を説いて

滅後三時正判_レ之者正法多是法行、像法多_ニ相資機_一、末法正是信行。宜哉高祖唯以_ニ誠心口行_一是爲_ニ正行_一、而就_ニ此中_一單信口行爲_ニ末法信行_一、對_レ之修_ニ學解_一了事成妙理、乘_ニ此念_一而讀誦口唱爲_ニ法行_一。(一四三)

と述べて、滅後三時に互て信法二行を判じ、「得受職人功德法門抄」(八三)を引用して、道俗二人中各學解信行の二人ありの聖判に依て、末法にも學解の法行と信行の二類ありとなし、而して宗祖弘通の正意たる末法一同の機を判じて若約_ニ通途信法_一只是信行也耳。此以_ニ末法正是信行機類_一故也。(一四三)

と述べ、天台の理觀に對し「本尊鈔」に依り信念口唱を以て末法の正行となし、若し事觀の説に於ては透師の説を以て妥當となし、且つ透師の「問答抄」の解に對しては

斯說若約_ニ高祖本意_一深可_ニ信用_一、但消_レ文則末_レ可也、背_レ文違_レ理。(一四六)

と評し、本鈔を事觀未顯の書となし、隨つてその觀念を以て正しく台家理觀(一四七)とし、此に受師の釋と相俟つて古來の理觀並用説を排除し、末法は事觀正意にして、「十八圓滿鈔」に依り理觀は意業に依る助行と判じた(一四九)の

であつた。かくの如く透師の説を正解して、末法の事觀に學解信行の兩向を分ち、學解は末法の法行、信行は末法の信行と解し、且らく信行事觀を以て末法弘通の正意と判じたのが義師の事觀説である。

斯くて日義の寂後五人盟朋中唯一人たる智溪日深は、檀林卒業後中村妙興寺に研鑽すること四年、名を一妙日導と改め、後牛込惠光寺にあること十五年、寺務側愈祖判を耽味し、寺側に我淨土庵を作り、宗學の大成に専念し安永九年(後一七七〇)漸く稿を起し、六ヶ年の日子を費して、祖判に立脚して終に宗學を大成し、「祖書綱要」二十三卷を出したのは、實に聖滅五百年の天明五年(後一七八五)師五十七歳の時であつた。かくて師は母校中村檀林に之を講じ、時の會下に日義の弟子智耀あり、共に往事を追懷し、轉た相抱いて泣くと傳ふ。次で熊本本妙寺に晋み、専ら校訂に従ひ寛政元年(後一七八七)六十六歳にして寂した。弟子日求日運と謀り事成日壽に依り、滅後十餘年即ち享保元年(後一八〇九)「綱要刪略」七卷を刪訂開版し、今日の流行を見たのである。

今導師の事觀義に就て見るに、且らく義師と同一体系にあると云ふべきである。されば事觀を説くに常に草山の即心色の文を以てし(刪略二二九、四六七)、壽量所顯三千常住自受用智体となし、壽量品の「我實成佛以來」の文の所顯となし、「本尊鈔」の四十五字の法体を以てその体相となし(七三)、日親の「本尊相承書」(本尊資料一八七)に依り五大を以て妙法の体となし、「草木成佛口決」(五七四)等を引き、十界の依正を以てその當体と釋する(七三〇)も、「本尊抄」に依て事理二觀を判じて

天台概用ニ觀穿觀達之義、穿下滅覆ニ蔽已心諦理ニ之感上、通ニ達本源諦見ニ所具三千ニ也。吾祖正依ニ壽量所顯ニ云々、究論妙法五字包ニ籠釋尊久遠劫來積集所有德行、故受ニ持之ニ即時受ニ得無邊功德、是本事一念三千ニ也。(七三八)

と當事理二觀を述べて居る。これに依れば一往學解の事觀を認むるも、事觀を以て單に信行事觀と解し、「治病鈔」

に依て、「事理二觀像末相對」(六^二)の義を確立し、妙法五字の上に事觀を説いて

夫一簡題目開爲三秘、其中事行題目是觀智、本門本尊是觀境、如^レ是已境智合處是曰觀心、故知三秘妙解、觀心妙行、解行有^レ次本尊分稱、在^レ妙解時名本門、約^レ妙行時方稱觀心也。(七^三)

と述べて、末法一同の妙行事觀の上に立ち、三秘の妙解妙行に依て本尊に教觀の別ありとなし、事行の題目を以て本門の本尊に對し、信唱する妙行を以て事觀と判じたのである。隨つて此の点より見れば富士の寬師の受持事觀說と一致するものである。即ち『以信代慧一向唱題以爲末法行者用心』(五^三)とは導師の事觀說である。

就中「佐前佐後法門異相章」(二^初)に於ては、廣く一期弘通の顯末顯を判じ

須^レ知佐前言^レ上根觀念成佛者理觀理成「持法華問答」先牒當時學者通解發問、次將^レ上根觀念下根但信^レ答釋、及「初心成佛抄」等皆其流也。(五^三)

と佐後の本懷開顯に約して、古來の末法上根理觀說を根本より排撃し、「治病」「三澤」抄等像末事理不同を判ずとなし末法之要不^レ分^レ智愚、俱廢餘事、但信口唱是爲能觀、已心本尊是爲所觀、心之所念、口之所唱、唯一妙法大曼荼羅、此外更無^レ觀可^レ修也。「向記」(四)『此妙法大曼荼羅身持心念口可^レ唱也』、三業唯在^レ妙法五字、夫高祖去^レ三學具修^レ特將^レ以信代慧一向唱題以爲末代行者用心、(三^{三七})乃至^レ此篇、始顯^レ本門事行、以^レ此題目向^レ本尊處、能觀所觀唯一妙法、惟智惟境任運冥合、頓得^レ下成^レ就本門事觀具中足^レ三學上、是乃吾宗觀心之意。故於^レ序正二段具示^レ能觀所觀、而後下文變舉^レ能所、則曰事行妙法五字、本門本尊矣、如^レ此定慧正像末^レ有^レ本化出興始啓發。(七^{三七})と「本尊鈔」を以て事觀所明の典據となし、「當體義鈔」を以て本門事斷證の明據と判じ(四^三)「神力品」の『受持斯經』の文を以て末法の事觀受持成佛の原據となし(四^四)「本尊鈔」「五品鈔」に依て

知與ニ不知ニ但能受持自得ニ衆德ニ、即身成佛是則所持妙法勝用、弗關ニ能持行者賢愚、「五品鈔」文中三處有ニ自然言、皆顯ニ妙法大用ニ不レ管ニ行者作意、五種修行中四種略、但受持一行可ニ成佛、伏冀普ニ潤本化法水ニ之輩、深信ニ受持即成佛、無ニ毫生ニ疑。(五一取意)

と釋じて、受持の釋は遠く寬師に及ばざるも、末法一同の信行事觀に依る受持讓與の不思議の斷證を明し

但信口唱而能證ニ得當体蓮華、如是易修易證之法、諸大師等都末レ弘之。應レ言ニ末レ知不レ證耶。(四四六)
 とは一妙導師の事觀說である。

かくの如く透師に發した二種事觀說は、末法一同の行法なる信行事觀の一途が、勝劣派中富士寬師、顯本受師に依て充分に發揮せられ、次で日義に來つて再び學解信行の二種は末法の信法二行の事觀說として分別せられたが、同時の後繼者たる導師に依て、再び信行事觀說中心の解となつたのである。師は由來信心爲本の主張者であつた故に、「本尊鈔」に依て唱題を事行となし、三秘の解行の上に觀心本尊を以て末法一同の事觀說なりとの具体說解釋を見るに至つたのである。若し事觀の說に於ては寬受兩師と粗ぼ同様であるが、妙行事觀を以て末法一同の行法となし、三秘の解行の上に完成した点よりして、導師を以て且く末法の宗教たる事觀確立時代の最初とするものである。

二、臨、賢、智の法具事觀說

綱要導師の寂後十五年寛政五年(一七九三)本妙日臨は江戸青山に生れ、文化十一年身延に詣で雨加の瀧に苦修練行し早くより草山政公の遺風を慕ひ、草山に遊び、綱要導師に私淑し日夕「綱要刪略」を耽讀し、文政三年より身延山麓波木井の本妙庵に在り、六年水戸檀林の請に應じ、同年(一八三三)九月三十一歳にして寂した。「醍悟園叢書」二卷を留

めたが未だその大成を見るに至らなかつたのである。「教學雜篇」には「本尊抄」等に依り、方便品の開佛知見、壽量品の我實成佛の二文を以て、台當の事理二觀の原據と判じ、先づ台當事理二觀を説いて

以_二事理_一二觀_一分爲_二本迹_一配爲_二台當_一、仔細論_レ之則台家有_二唯識_一有_二實相_一、則是事理二觀也。當家有_二本有妙色觀_一、有_二言妙法行_一、即是事理二觀也。然台家共約_二觀心_一、當家共約_二果上_一。〔叢書〕二二九

と台當各事理二觀あるも、台家の事理は共に理觀、當家の二觀は共に事觀と判じ、草山の即色等の十六字を以て今家の大綱となし、「十樂詩」の『即身作佛自身佛』〔草山集〕二四、全書本_{四五}を以て事觀と解し、「實相抄」_{八九}當体義抄等に依て

本有_二十界普現難思_一以爲_二事觀_一、乃至以_二三秘_一爲_二事觀_一。又圖_二曼陀_一令_二直觀見_一及令_二直口唱_一、以此爲_二事觀事行_一、亦無_二異途_一。(同上二四七)

と述べて、本有妙色觀を事中理觀即ち學解の事觀となし、一言の妙法三秘口唱の妙行を事中事觀即ち信行の事觀と判じて二觀を峻別し。又「本化別頭教觀撮要」には二種事觀を一往觀如透師に於ける如く口意二業に配し、意業の觀心と口業の唱題とに分ち(同上二四七)これを事觀事行となすも、再往事中の事理二觀を以て事觀事行と見たのである。

事觀 } 理 觀—本有妙色—觀 心—意 業—事 觀
事 觀—一言妙法—唱 題—口 業—事 行

又これを『受持合_二唱題_一爲_二之正行_一、其余爲_二助行_一』(二二)と受持を正行、讀誦等の諸行を助行となし、更に『_二往言_一之畢竟無別、次事行者一念三千觀妙行也』(二七)と述べ、又顯露、深秘の二釋をなし

先顯露謂唱題口業、觀心意業其異煥然。若言_二唱行外更不_レ立_二觀心_一、祖判往々示_二觀心_一者何也。若以_二淨心信敬唱

行一名觀心者、大集十六云、「一切淨心名之爲觀」^{一〇}。即其義也。亦自是一途耳。而末代多下根一故、智與愚同以唱行爲正也。

次深秘者唱題即是究竟觀心、念想之觀皆是助行而已。謹按妙法非文非義、其既如此則非思惟境可知、此是久成世尊究竟一言、擣菴和合大良藥而亦無加耳。是法具妙觀也、唯可信得。高祖師曰、三世諸佛智慧受持一偏妙法是也。(同上二三)

と述べられし如く、一往心口二業觀心唱題、理觀事觀、事觀事行等と分つも再往法具の妙觀にして、三業受持の唱題を以て究竟の觀心となし、事觀の外事行なく、事行の外事觀なく、法具妙觀の名の下に、導師に忘却せられたる學解事觀をも攝取した、此に事觀に於ける事理融通の眞の事觀が成立したのである。

我等は且らく近代の事觀説の完成を優陀那日輝(一八五九)とするものであるが、その前に臨師の法具説の繼承説とも見るべき、無解有解、但信信解の上に二種事觀を説いた頂妙寺の智朗日賢(文化十三年一八六六)八十二歳寂)並に玉澤の桓容日智(安政元年一八五三)三十六歳寂)の事觀説のあることを忘れてはならぬ。

先づ智朗賢師に就ては輝師の「一念三千論」三に

又有「宗旨撮要」者、其見稍過諸師。蓋其師又有「廣記」名「宗旨要解」。予未見之雖不無遺恨大略亦可知、猶未見根源者耳。(全集三三)

と評せるに依ればその説知るべきである。即ち師には「宗旨撮要」一卷、「宗旨要解」十卷があるが、今「宗旨要解」八に依るに「今家事理大旨」の下、台家今家宗旨同異に就て、左の如く述べて居る。

台家今家同以法華爲宗、而其解行有異、古以背理觀法爲行、今以唱題爲正行、讀誦爲助行。於此解亦

有「本迹事理不同」、宗祖「治病鈔」云々。

と述べ先づ古師の中山祐師、「啓蒙」(十六、十九)「安心錄」「三千義」を評し、就中透師「三千義」を評して簡「台家歸理常住」、立下「不改事相」即妙上、雖「然台家亦如」四明「有常体全是義」。二家對「辨之」文理朦朧未「詳嗚呼惜哉。

と述べ、更に「綱要」を評して

近來有「具釋」今家「書上」、今方行「世」、其中云迹化所弘底下凡夫理性所具三千、若非「漸歷」六即「三惑不除」三德不顯。今是久遠實成證得一念三千、當体蓮華、直超「五十一位」元品能治本理能證故。以「本門正宗說」、恣言「教道門方便」、本門證道說法之益、何爲以「教道」說耶、豈非「愚昧計著」哉。

と述べて居る。而して先づ台家の事理二觀を述べて

十界諸法内外有無皆無「定性」、三千「三諦而自炳然」。此之三千趣「心性未起處」、互具圓妙無「所變動」、是爲「理具三千」乃實相觀也。此理起「事則恒對」起心、「十界諸相偏發角立」三千皆成「變動之境」、雖「十界暫定分」、當處各具名「之」事具三千「乃唯識觀也。制」其起心「歸」不起心「而觀、不」制「起心」逐「其四運」而觀、觀門雖「有」其異、「同觀」三千即空假中「故、觀成時並顯」一身具「足十界」事理圓融上、所謂本來相映事理不二也。

と即ち心性未起不變の理具の三千を實相觀、心性變動の隨緣事具の三千を唯識觀となす点より見れば、臨師と同一立脚に立つこと明である。而して師は此の起と不起と事理不二にして、三千即空假中と觀じ、且つ『雖「言」惑即智「約」惑能具「智」、以「互能具」名爲「一体」』と惑智の互具一体と觀するを天台の理觀となしたのである。更に當家の事觀を述べて

今家不爾如說下「衆生見劫盡、大火所燒時、我此土安穩、天人常充滿」、實非火是淨身淨土見一體相。彼天人見淨身淨土、衆生見熾然大火、彼淨緣起此染緣起、當體融妙事々無碍、不關心性寂性之處、豈非事三千耶。而於一境各見染淨色心依正、例知十界只是一體爲十、推迷悟說謂能五具、當體無非一體、豈以能具所具性中圓融方爲究竟融妙。經中以所見顯能見、所顯既以佛淨身土見穢土大火、知能見情謂以自用身自体顯照思我如此妄心也。我等凡夫以自受用智顯照、爲只是差別憶想、本來不迷之心還思之迷也。教門從因果欲作斷迷開悟、在迷位故猶迷悟之二見、約證道實理則本來不迷、染淨凡身全是三世常住三身如來。乃至且順迷悟現事說其不二、云我等具足三身理。台家不明此不二、以情智爲能所之異在理不分、以圓具故遍事差別趣性、圓具故以情智淺深立六即位、而云理同故即事異故六。と述ぶる如く、彼の迷悟染淨を以て迷情の徧見とし、差別の當相を理性に結歸して互具圓融を談する理觀に對すれば本門の開顯は迷悟染淨の當相は、これ自体顯照、事々無碍の境界なる故に、而二差別の當相を以て直ちに、本有の實相證道の實義と談するのである。

されば師は「本尊鈔」の四十五字の法体を以て、十界本有常住の相となし
壽量三身四土寄久遠佛果、以顯十界本有、台家克佛身土常住三世化事、不明此所顯、則由覆事一念三千妙法玄旨、乃至如台家理妙未全事妙。今家明事一念三千增勝妙義、究竟事理而二不二、双非双照本迹之妙法上。

と述べて、本門所顯の十界常住はこれ化事にあらず究竟の妙法となし、更に進んで事觀の行法を説いては
高祖圖十界本尊爲之所觀、不須制心從理、令下無解者但絶情慮合唱題行。有解者思惟其義合唱題行上

即是本來本有證道實見解行、非從因至果始覺解行。

と釋し、末法一同の無解は但信唱題の妙行、有解は觀心唱題の妙行と、事觀に觀心と但信との二機を分ち且つ共に口唱を正行と解したことは、全く臨師の法具妙觀説を完成したものと云ふべきである。

若し桓峯日智に至つては輝師より二十歳の年少で、輝師に先つこと五年三十六歳で寂したのである。然るに八十餘部の論叢を留め、就中輝師の「綱要正義評」を留むるに依て學解知るべきである。若し事觀に就ては「事觀要解」「事觀或問」「事觀決義」「事觀決」「觀念唱題或問」「一念信解抄」各一卷等に依て、師の事觀義は知るべきである。然るに何れも寫本で容易に見る機を得ざるは遺憾であるが、今「妙宗綱要」(「大崎學報」第一號所載)に依てその一端を見るに、第三事理の下に

理者天然之性德也、事者法界之事物也。未_レ有_レ事而不_レ即_レ理者也。未_レ有_レ理而不_レ具_レ事者也。其猶如_レ金與_レ像乎、金外無_レ像像外無_レ金矣。然台祖雖_レ曰_レ色香中道_レ皆以_レ理攝_レ事、於_レ其果上_レ說_レ分事融_レ、亦未_レ顯_レ久遠本事_レ、是故肉身即是其說永無_レ六差域_レ其相全存。應_レ知凡夫在_レ蘊之三千其性與_レ佛不_レ殊耳。今家之說則不_レ然、十大法界周遍常住、因圓果滿爲_レ一佛體_レ、貪瞋之體即是妙法、血肉之身本來妙覺。三千法々俱體俱用、事相三千蓋其如是、法体既爾行相可_レ知。

と述べたる如く、金像の喩草山の心色に會して知るべく、台祖は以理攝事の理性の三千、此は俱體俱用の果上の三千と判じ、又「異本」に『理觀は不變、事觀は隨縁を表となす』といふも、その說粗ぼ賢師と一徹である。

然るに宗趣の事の三千を説いては

十界久遠三千同體、迷悟本有性相常住、一心圓照獨自明了、爲_レ萬象主_レ受用法樂、在_レ外則現_レ穢現_レ淨、在_レ身則對_レ

機應_レ變。

と述べ、その行相に至つては

萬行雖_レ多不_レ出_三六度_一、舉_三其綱領_一唯在_三三學_一、三學之中慧是爲_レ首、然信者_三三學之基也。信有_二但信解信_一、信_二解佛壽長遠之旨_一、了_二知_三無差別常樂我淨_一是爲_レ解信_一。但信者深信_二妙法不思議力_一、譬如_三嬰兒服_レ乳自得_二生長_一也、行者苟有_レ信則佛智自得。

と述べて居る如く、今の但信解信は賢師の無解妙行、有解事觀の義と合せ考ふべきである。又正助二行に就て唱正讀助となし

在家出家有智無智無_レ不_二皆然_一、但至_三後心觀成_一則又又何論_二傍正_一。觀念修相者今家之行雖_下以_二唱題_一爲_レ上正、未_下曾以_二觀心爲_レ上助也。故曰有_二其志_一者必應_二習學而觀_レ之、乃至若能得_レ意念々達_二本有_一、不_レ要_三三諦_一亦爲_二事觀_一。と述べて居る点より見れば、行相に於ても粗ぼ賢師とそれと同義と解すべきである。若し修惡斷不に就ては

煩惱之体本有常住、不_レ可_二斷除_一、行人之要但除_二其病_一不_レ除_二其法_一、於_二解信_一者諦了_二法体_一、其心自淨取捨自在、執_二其柄_一、但信之人心勇猛則亦自雖_レ造_レ惡_一其樂何如哉。應_レ知今家實義有_レ伏而無_レ斷也。

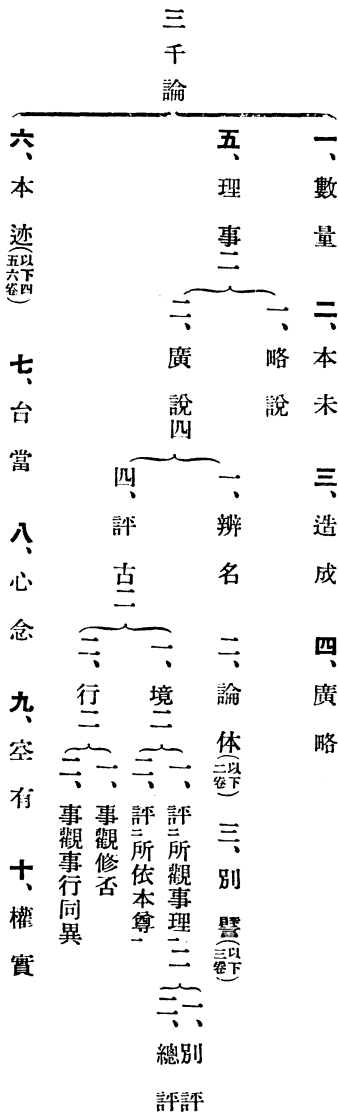
といふに依て事觀は智の斷證にあらずして信證にあること知るべきである。併し乍ら師は唱題事觀共に正行、五種六度を助行となすも、廣く行法を説いて六度を以て萬行の本とし、又事觀を説くに三諦を以てするは、動もすれば事理混淆の誹なしとせぬのである。若し師が異本の「本宗綱要」に『事觀理觀は其の投足及び所顯に従て異とす』と判じ、『末代下機多しと雖、何ぞ須く偏に觀心を無視すべけんや』(「大崎學報」第十號)とは、師の事觀説の根據であらう。是等の点は「事觀要解」「事觀決義」等に就て知ることが出來やうが詳略に就ては後日を俟つものである。併し大途賢師

と同工異曲と解すべきであらう。

三、優陀那日輝の口唱事觀說

綱要導師の末法一同妙行事觀說の後に、恰かも義師の末法信法二行說の後を受けて臨師の事觀に於ける事理二觀法具說を見、更に賢師の無解有解法具說、智師の但信信解の法具說の後を受けて、近代に於ける事觀說の完成は、優陀那日輝（安政六年^{一八五九}_{後三七七}六十歳寂）を推すべきである。師の著作は「充治圖全集」五卷に收むる所實に九十三部、尺牘法話二十篇を數へ、就中事觀に就ては「全集」四の「雙照二觀精要篇」「雙照事觀修相篇」「事觀眞實義」「事觀略義」「事理二觀略鈔」等に明かであるが、今は師一代の名篇ともいふべき「一念三千論」六卷に就て之を述べることにする。

師の「三千論」十科中の事理二觀を説けるは、正しく第一卷の第五理觀の下即ち次の如くである。



而して「別評」の下先づ古師の二觀を評するに當り、草山の說を評して

獨「草山集」最能發「明宗致」、但概託「事於詩賦」故、於「初學」甚爲「難」見、且以「色心」辨「事理」、立「言通漫」而其意未「審」。(全集三二。)

と誠に適評である。次で慧明燈師、六牙湖師に就ては「綱要正義」下(全三三)並に『別記』を指し、更に綱要導師を評して

至「近時」「祖書綱要」悉識「當家教觀」、若「其教相」尤爲「宗門梁津」、至「觀解」者未「精熟」者多矣、且如「正議」中評。(同上)

と判じ、更に種子華果、一室收容、一國統治、囊中雜穀、一人多藝等の譬を以て事中の具を説き、雖不可見、雖而可見、雖不可見、雖不可説、雖亦可見亦不可見の中、一は理具、二三四は果報、五は緣起になす名同義異となし、畢竟透師の「三千義」は斯の如き言詮の事具の故に

若千萬言談「事具」不「辨」其相、則「義終無」所歸、蓋亦「智辨」之者乎。(同上。)

と評し、若し智即日賢の「宗名要解」は未だ之を見ざるも「宗旨撮要」に就ては『其見稍過「諸師」』と述べて古師を略評し、最後總評をなし、諸師二觀に惑ふ根源に就て事理各五義を出し、先づ理觀に就ては、これ台荊二祖の名同義異に由來すとなし。一に本源云何、二に本有常住、三に十界同体、四に生佛因果、五に諸法相即を覆相に約し理性に約して五具を論ずるが故に。二に事觀に就ては、一に難捨情執、二に九界情見、三に圓融非等、四に因果迹義、五に本迹俱常を究めざる故となし

然二觀相對實義方顯故、若於「如上十義」不「俱能達」、一觀猶不「可」明、况二觀乎。一切法門本迹權實、悉以「此十義」爲「本」、而後方能辨曉矣。(同上)

と述べ、要するに迹門の理觀は覆相互具融會の所證、本門の事觀は有相本有常住の所證なることを明めざるに依ると判じ、次の所依本具に就ては「本尊辨」を指示し、最後事觀の行法に就て事觀の修否と事觀事行の同異を論じ、修否に就ては透師の「本尊義」、義師の「芻蕘集」、導師の「綱要」を掲げて、粗ぼ同義にして異途なしと概判し

今取要言者、制心修觀者不應當今機、但妙解修學思惟分別、以資信導行令不墮凡小權迹、隨順本門妙行慧業、故、隨分修學任力習慮、是爲相應事觀。然尙非時機通修也。若通機則但信口唱以期成佛、但數聞法親近三寶、以進相應信解也。又出家在家上中下根有不同。(同上三〇)

と述ぶる如く、諸師その所論全く左右ないではないが、事觀に就ては妙解修學と、信口妙行の二途に分つも、修學事觀は時機通修の行でない故に、道俗機根に依て不同あるも、末法一同の行法は口唱事觀となす点は全く同一徹である。

若し事觀事行の同異に就ては

口業唱題は名事行、妙解對本尊は名事觀。然事觀必兼事行、事行不必有事觀、亦是一往耳。(同上)
と一往行相に就て事觀事行と分ち、更に四句分別をなし

一、事觀共事行、是可_レ知。二、事觀非事行、端坐思惟等是也。三、事行非事觀、不_レ對本尊唱題等是也。
四、非事觀非事行、學問坐禪不_レ共事觀者是也。(同上)

と分つも、これ心用行相に就て別異を判じたるもので、若しこれに依れば唱題非觀説であるが、三業受持信念口唱は末法一同の事觀なる故に、再往唱題即觀なることは

二名通行者觀即是行、故觀亦名_レ行。若口業以代意業對向本尊專唱妙法、任運成不思議法具一心三觀、是則事行即事觀也。但祖書中唱題則但云事行、立名自在用途也。(同上)

と一往「本尊抄」に口唱を事行といふも、事行は但信の發露なれば、信念の存する所に唱あり、隨つて唱題の存する所必ず信念あるべきなれば、事行の外事觀なく、事觀の外事行ないことはいふ迄もない。即ち三業具足の不思議の解行に外ならぬからである。

右に依て粗ぼ輝師の事觀の意は判然したのであるが、その意を最も明了に述べたのは「首題要義」の第八行の下である。即ち

但一切行以_レ妙經受持_ニ爲_ニ其本_一、而受持是意業所謂信力故受念力故持也。故台祖專約_ニ一心三觀_一以持_ニ妙經_一也。然未世澆漓鈍根下機、散心龜思不_レ能_ニ自制_一故、宗祖則約_ニ唱題_一以令_ニ能持_ニ妙法_一、於是上根則唱題一念能成_ニ妙觀_一、下根亦任運會_ニ正理_一也。而下根雖_ニ念力微弱_一、亦唱題之力能扶_ニ念力_一、心口相資猶如_ニ念佛唱名眞言持呪_一、然一念能照_ニ三諦_一其術莫_レ好_ニ於念_ニ妙悟五字_一、故唱題是一心三觀精要也。然則其究竟妙行也因無_レ論耳。(全集、一三三)

と但信受持一行を以て萬行の基本、上根一念下根任運妙法となし、更に正しく末法の時機を判じて、自他宗共に通機は鈍根の四衆となし、「受職功德抄」に依り

今論_ニ通機相_一爲_レ二、初在家、二出家、在家又_ニ鈍機利機_一。(同上三二)

と分ち、二機を機縁、定信、正行、助行、利益の五科に就て述べ、定信の下壽量の「信等諸根」は五根となし、五根に依て十信を成就せしめ、成佛の決定信を以て行本となし、若し正行に就て見るに鈍機は

不_レ論_ニ定心散心_一、不_レ問_ニ獨行其行_一、不_レ扶_ニ時處威儀_一、口唱之務多數爲_レ貴。或高聲扶_ニ念心_一、或記數扶_ニ精進_一、或敲節扶_ニ定心_一、自聽扶_ニ慧心_一、臨修爲_レ期不_レ起_ニ余想_一、是爲_ニ初心正行相_一也。(同上三三)

と述べ、若し利機に就ては

心念口唱隨宣修_レ之、口業進退適_レ宜、意業常念不_レ預_二時處_一、宣_レ令_二日夜增進_一也。(同上_{三五})
と鈍機は專修口唱、利機は唱念俱運と分ち、若し出家に就ては利機と同するも

案今時僧徒進無_三修學護法大志_一、退無_三但信口唱道心_一、乃至其信心却不_レ如_二在家二衆_一。(同上)

とは今の所論ではないが三省すべきである。輝師は右の如く道俗、利鈍を分つも、末法一同は上根一念、下根任運といふ如く、受持一行を以て正行となす「三千論」の唱題即觀の説は全く臨師の法具事觀説の如く解せらるも、併し乍ら「正義」上に『當家立行不下_三以意業爲_レ正、以_二口唱爲_レ正_一』(全集、三七)といひ、「首題要義」の『口唱之務多數爲_レ貴』といふに依れば、口業唱題の事業を以て觀念の意業に對する口唱事觀説と如く解せらるゝものである。要するに透師に發した意業中心の事觀説は勝劣系に至つては富士寛師の受持説、顯本の受師の口唱增益説となり、一致系には義師末法信法二行説、導師の一同の受持事觀となり、臨師の事觀の事理に立つ法具事觀説となし、賢智の法具説を経て輝師の唱題即觀説となつたのである。若し同時代の稍後輩に顯本の永昌日鑑(明治二年_{一八七〇}六十四歳寂)あり「心遂醒悟論」を出して輝師の「本迹歸宗論」を評して『日證日講日達等の糟粕にして牽強附會の法門』と稱し、又「斷難生信錄」に日重日乾を『本門の三秘名を嫌ふ故に天台宗なり』と稱するも、事觀論は受持正行(三)に立ち、受持の論を出でぬのである。

第三 宗學の問題としての事觀

上述の如く事觀説は輝師に至つて、一往その極に對したものであるが、末法時機相應の行法とし、又法華經の所證たる信證の妙行としては、宗祖の智愚一同唱題事觀説を以て末法弘通の正意とし、道俗の學解事觀を要することは、

宗學の存在を認むる限り當然の事である。これ唱題事觀の根據を明にする所以であつて、今日道元哲學の興起に見ても明かなる如く、本門の哲學に沈潜していよ／＼唱題事觀の根柢を究むべきである。近頃田中智學氏「日蓮主義教義大觀」第五に古來の事觀説を評して

日透師已後事觀の解いよ／＼密に、近世堯山師に至りて尤も盛なり、隨て是等諸師の見地、各々その趣を異にすれども、要するに事觀は觀解としての法門なるが如し。殊に堯山師に至りては、古來の解を陋とし、透公の「事が儘」、導公の「不解の妙覺」等並に今時の所用に非ずと喝破し、以て増勝の深益を唱へ、熾に詮理を談じて、三學莊嚴を主張し、大に法行的宗風を興す、所謂當家正義の事觀法門、果して斯の如きものなりや。乃至事觀法門の側面研究に奔りて、遂に正醇の宗義を揚げざりし事これなり。蓋し本宗の行相は純然たる信行にして、決して法行の相を取らず、三學六度猶妙行に屬せず、況んや其の他の諸善行法をや。(五三六)

と末法一同の事觀は、觀解の法門にあらずして純然たる信行なることは、古來の諸師同一徹である。更に氏は偈末法の信行は全く法行を絶て單純一向に信行なりや。將又法行をば其側面にか裏面にかの邊に兼ね得て、相資的行相となすべきは、正しく一個の問題なるべし。若し一向信行にして毫も法行を兼ねずとせば、その法行所念の益は束ねて之を拋棄すべきか、又はその一向的信行の中に、自然法行所有の功德をも具するものか等の研究は、今日の宗學界には是非一たび通過せで叶はぬ關門なるべし。(同三六)

と臨師の所謂、法具事觀説に疑問を投じ、「一向信行也、少々だも法行あらしむべからず」とは、これ末法一同の正行弘通の正意の論である。由來受持法具説は「本尊鈔」の受持讓與の文に出づる所であるが、その根柢は法華本門の教學たる本覺法門に立脚することはいふ迄もない。これ古師の事觀説に台家の六識理觀に對して、當家の事觀を九識説

に置くはこれがためである。これに就ては中古天台の惠心流に於て三要二易を以て八識を所依を主張し（靜算「心地教行決疑」四末^二）し、慧心の著と稱する「本覺讀釋」に輔行に依て眞妄二種の介爾一念の中、『言ニ介爾ニ者非ニ緣ニ妄境』（五ノ四^六）の文に依て、『今所論第二介也』（全集三^{五九}）を眞心説を取りて九識本覺説をなし、念佛易行の根據を本覺に置くに徴して、當家の法具事觀説の根柢は九識本覺にあることは自明の理である。近頃已心に對する論争も此の点に重点があるのであらう。隨つて此の九識本覺を對象としての研究が事觀の根本義ではなからうか。之に就ては宗祖が古徳の言として

心地を九識にもち、修行をば六識にせよとをしへ給ふ、ことほりにもや候らん。（^{二五}）
と誡められたるは味ふべきである。

右の語からも事觀が九識本覺を内容しての信心にあると思惟するものである。勿論末法一同の行法としては、從來所謂法具事觀説が、動もすれば口唱中心の唱題即觀と説くことは、行としてはしかあるべきであらうが、併し唱題の行は信心を決定せしむる所以の行法であつて、一念即證とはこの行法の究竟した心地、即ち法華の信證の極地である。されば行法としては唱題が正行であるは勿論であるが、併し事觀の二法の信念口唱の中に於ては、口唱より信念を中心とすべきである。そのことは事觀は事行であるが、事行は事觀にあらずといふに依ても明かである。されば事觀の法とは末法の是好良樂なる釋尊の因行果徳具足の妙法で、これ佛智所證の九識本覺を体とすることは勿論、南無妙法蓮華經の七字は佛に在ては毎自悲願の結果である。これ末法下種の法体で御義に『種子とは信の一字なり』と説ける絶待信である。古來此の点の研究は甚だ希で、僅に合掌受師の口唱増益説等のこれに觸れるを見るのみである。又桓英智師の『事觀理觀は其の投足及び所顯とに従つて異とす』とは至言である。此の点の研究は後日を期する。